

行 経 第 77 号  
令和 5 年 3 月 20 日

水戸市監査委員 様

水 戸 市 長

包括外部監査の結果に基づく措置状況について（通知）

このことについて、包括外部監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、通知します。

(参考) 監査の結果に基づく対応状況 (教育委員会所管分を含む。)

監査実施 年度	テーマ	指摘等 の件数	対応状況		
			区分	R 4 年 3 月 2 日 通知 (件数)	R 5 年 3 月 20 日 通知 (件数) ※ ( ) は累計数
R 2 年度	公有財産等の管理に関する 財務事務の執行について	指摘 37 件	措置済み	1 4	1 7 ( 3 1 )
			措置を要しない 理由のあるもの	3	— ( 3 )
			対応中	2 0	3
		意見 24 件	措置済み	4	3 ( 7 )
			措置を要しない 理由のあるもの	2	— ( 2 )
			対応中	1 8	1 5
R 3 年度	外郭団体等に係る財務に関 する事務の執行について	指摘 28 件	措置済み	/	1 6
			措置を要しない 理由のあるもの		1
			対応中		1 1
		意見 25 件	措置済み		9
			措置を要しない 理由のあるもの		1
			対応中		1 5

対応状況については、1 件の指摘・意見に複数の事項が含まれる場合などは、当該指摘・意見中の全ての事項に措置を講じるまで「対応中」として扱うものとする。

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	福祉部福祉総務課	
<b>報告書ページ</b>	29	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項</b>	1
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>(ロ) 退職給付引当金の計算を適正に実施すべきこと</p> <p>退職給付引当金算定の正確性を検証するため、サンプリングとして旧水戸市社会福祉協議会職員 28 名のうち 5 名の算定過程を検証したところ、1 名については退職給付引当金の算定に含まれていなかった。</p> <p>該当する職員は令和2年4月1日付で内部登用された職員であり、事務手続きミスにより退職給付引当金算定の対象から漏れたものである。</p> <p>法人の適切な財政状態を表すため、引当金の対象者については漏れなく退職給付引当金を計上すべきである。</p>			
<b>講じた措置 の内容等</b>	<p>退職給付引当金算定に計上漏れがあったため、改善策を講じるよう指導した。</p> <p>社協としては、職員の退職金引当金について、令和3年度までは手作業（エクセル）で計算していたため、人為的ミスにより漏れが生じたと認識している。令和4年度からは、退職給付引当金の計算をシステム化しており、計上漏れの無いよう対応している。</p>			

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	福祉部福祉総務課	
報告書ページ	30	区分別 の番号	指摘事項	2
			意見	
指摘事項等 の内容	<p>(ハ) 広報誌に関する業務委託内容の検収確認を行うべきこと</p> <p>広報誌「みんなのしあわせ」の送達業務については、年度毎に業務委託契約を締結し、公益財団法人水戸市シルバー人材センター（以下、「水戸市シルバー人材センター」）に業務委託している。</p> <p>業務委託契約の主な内容は、以下の通り。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>契約書、別表より抜粋。下線は追記したもの。</p> <p>業務内容：広報誌「みんなのしあわせ」の世帯数分の仕分け（年4回）          委託料：配布件数×134円。          委託料は、<u>委託業務完了報告書</u>を受領した翌月末までに支払う。</p> </div> <p>また、広報誌の印刷に関しては、年度毎に、指名競争入札により業者を選定し、供給契約書を締結の上、落札業者より印刷物の納品を受けている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>契約書、仕様書より抜粋。下線は追記したもの。</p> <p>発行回数：年4回（6月・9月・12月・3月の各15日発行）          発行部数：1回分 87,000部          納期限：発行日の5日前（土日を除く）を基本として調整          納入場所：50部ごとに帯をかけ1梱包250部を基本とし、<u>指定部数ごとに下記へ納入する（毎号調整する）</u>。          社協、各市民センター（内原、鯉淵、三の丸、五軒、新荘、・・・以下略。          なお、各センターの数は、27箇所。）</p> </div> <p>広報誌「みんなのしあわせ」に関する送達業務の委託料については、</p>			

	<p>水戸市シルバー人材センターに対して支払いを行うにあたり、委託した作業の完了を確認したうえで支払いを行うため「委託業務完了報告書」を入手することとしているが、同報告書を入手していない。</p> <p>また、印刷業者からは、年に4回、各回87,000冊分の納品を受けている。各回の納品数合計87,000冊分の納品書は入手しているが、送達作業を行う市民センター毎の納品書は入手していない。また、指定納入場所毎の納品数を把握できる明細もない。</p> <p>水戸市社会福祉協議会は、委託料支払いを行うにあたり、市民センター毎の委託作業の完了を確認するために水戸市シルバー人材センターから、「委託業務完了報告書」を入手すべきである。</p> <p>また、印刷業者からは、実際の送達業務の作業場所となる市民センター毎の納品書を入手すべきである。</p>
<p><b>講じた措置の内容等</b></p>	<p>一部の契約において、委託業務完了報告書や納品書の保管がないため、必ず受領し保管するように指導した。</p> <p>これを受け、社協としては、令和4年度から水戸市シルバー人材センターより、委託作業の完了を確認するための「委託業務完了報告書」を受領し保管している。</p> <p>また、令和4年度から、印刷業者より、指定納入場所毎の納品数が記載され、市民センター毎に受領印が付された一覧表の提出を受けて、指定納入場所への納品確認を行うように改善した。</p>

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	福祉部福祉総務課	
<b>報告書ページ</b>	31	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項 意見</b>	3
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>(ニ) クレーム処理簿について、顛末まで記載しておくべきこと          令和2年度における苦情申出書・改善結果（状況）報告書に報告されている案件は、1件であった。この1件以外にも、1度苦情が提出されたものの当事者間の和解等により進展せずに集結している案件が2件、利用者からの要望が1件提出されていた。</p> <p>報告案件1件以外については、苦情後の経緯や顛末が整理、記録されておらず、質問により、苦情処理等の終結を確認した。</p> <p>苦情等を正式に受理したものについては、その後の経緯や顛末について記録として残していくことが必要である。</p>			
<b>講じた措置 の内容等</b>	<p>クレーム処理簿の適正な管理について指摘を受けたため、改善するように指導した。</p> <p>これを受け、社協としては、指摘以後、クレーム処理簿の記載を職員に徹底させて経過や顛末を残すようにした。</p>			

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	産業経済部観光課	
報告書ページ	54	区分別 の番号	指摘事項	4
			意見	
指摘事項等 の内容	<p>(イ) 財政状態の改善に努めるべきこと</p> <p>直近3年間の貸借対照表を見ると、財政状態は極めて脆弱であり、令和1年度には7,434千円の債務超過状態となっている。市からの補助金の入金のタイミングにより資金繰りを回しているが、極めて危険な状態である。早急な財政状態の改善が必要である。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和元年度の債務超過については、新型コロナウイルスの影響により、経常収益の骨格である駐車場管理運営事業費をはじめ、事業収益の大幅減が債務超過の主な要因であることとして、(一社)水戸観光コンベンション協会(以下「協会」)との共通認識を図った。令和2年度以降、観光産業を含め、地域経済の回復に向けた全国的な取組が進められている中、協会の財政状態の改善、安定化に向け、市と協会が一体となって、既存事業の収支見直しはもとより、新たな財源確保策の調査、研究、検討し、取り組んでいるところである。</p> <p>協会においては、花火イベントの実施(令和3年10月)を契機に構築したECサイトを新たな販売手法として活用しながら、収益につながるグッズ販売を継続実施しているほか、梅まつりの期間中(令和4年2～3月)では、夜の民間イベントとあわせて駐車場料金を徴収し、駐車場事業の収益向上を図ったところである。</p> <p>また、市補助金を活用し、初めて開催したゴールデンウィーク誘客促進事業(令和4年5月)では、出展料を着実に確保するなど、現在も様々な事業において、経費抑制を図りながら、市と協会が一体となって積極的な収益向上に努めているところである。</p> <p>御指摘の財政状態は、令和1年度7,434千円の債務超過の状態から、令和2年度は1,373千円、令和3年度には3,763千円と資産超過の状態に改善されている。</p>			

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	産業経済部観光課	
<b>報告書ページ</b>	54	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項 意見</b>	5
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>(ロ) 契約条件変更時の法人の意思決定については是正すべきこと 好文茶屋の運營業務について外部委託を実施しているが、好文茶屋の売上金額について2か月分運営会社が保留していた。委託契約においては、日々の売上金額は夜間金庫に入金することとなっていたが、担当者間の話し合いのみで売り上げの2か月分を運営会社が所持することとなっていた。経済的実体としては運営会社に対する貸付に相当するものであり、協会としての正式な意思決定なく新たな取引を実施することには内部統制上問題がある。</p> <p>包括外部監査における往査時点においては契約通り日々の売上金額が協会へ送金されるよう変更されたとのことであるが、今後の協会運営において契約条件の変更等については協会としての意思決定が必要である。</p>			
<b>講じた措置 の内容等</b>	<p>意思決定に関する指摘事項については、協会の正副会長会議で報告させ、役員との情報共有を行ったほか、今回の契約条件変更にとどまらず、経理を含む事務処理全般について、決裁や契約等を規定する一般社団法人水戸観光コンベンション協会事務局規程及び同経理規程の遵守、徹底を指導した。</p> <p>協会では、往査以降、委託事業者に対して、売上金の即時入金を指導したほか、当該事案のような契約条件の変更等の事務手続きを含め、文書事務や財務会計等業務全般の執行に当たっては、規程に基づく決裁、意思決定を一層遵守、徹底し、適切な事務処理を行っている。</p>			



## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	産業経済部観光課	
報告書ページ	55	区分別 の番号	指摘事項 意見	7
指摘事項等 の内容	<p>(ニ) 退職手当の制度の生命保険契約利用については是正すべきこと</p> <p>職員の退職手当の支給に備え生命保険契約を締結している。保険の内容については保険契約者が協会、被保険者は職員であり、死亡保険金受取人は被保険者、満期返戻金の受取人は協会となっている。</p> <p>協会において退職手当の支給をするため、水戸商工会議所の特定退職金共済制度及びアクサ生命保険株式会社とユニット・リンク保険を利用している。</p> <p>ユニット・リンク保険の契約期間について被保険者である職員の年齢が65歳の時となっているが、現行の職員就業規則において、職員の定年は年齢が満60歳としているため、定年退職時における退職手当支給の資金対策としては活用できないものとなっている。担当者からのヒアリングによると、将来的な定年延長を見越した生命保険契約とのことであるが、定年退職年齢の変更がなされていない現状においては単なる職員への福利厚生となってしまっている。</p> <p>そのため、将来の退職手当の支給に際して当該生命保険契約を利用することは不相当であり、退職手当支給に備えるための方策として生命保険契約を利用することは見直しをすべきである。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>退職手当の生命保険契約に関する指摘事項については、協会の正副会長会議で報告させ、役員との情報共有を行ったほか、他の外郭団体の現状調査や、将来的な定年延長を見越した現契約のあり方について市人事課との相談、調整を指示した。</p> <p>また、令和4年8月10日付け「外郭団体の退職手当に関する基準の適用の推進等について」の通知を受け、現契約の見直しも踏まえ、協会としての最適な方策の検討、対応を指示した。</p> <p>御指摘の保険の契約期間については、将来的な定年延長を見越したものとして説明したところだが、契約期間の最長が65歳までのものであり、職員就業規則で定める定年の年齢をもって退職手当を支給することもできる契約内容であった。そのため、定年退職時とあわせて退職手当を支給できる現保険を継続利用していくこととする。</p>			



## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	産業経済部観光課	
<b>報告書ページ</b>	56	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項</b>	8
			<b>意見</b>	
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>(ホ) 外部積立の退職手当の返還については是正すべきこと</p> <p>一般社団法人水戸観光コンベンション協会職員退職手当規程第5条において、「商工会議所及びアクサ生命から支給される退職金の額が第6条から第8条までの規定によって算出された退職手当の額を下回る場合は、その差額を本会が直接支給し、商工会議所及びアクサ生命から支給される額が上回る場合は、その差額を本会に返還するものとする」と定めている。</p> <p>水戸商工会議所の特定退職金共済制度は給付金の受け取りは加入従業員を前提としており、法人の規程において退職手当規定額を超過する金額を協会へ戻すと定めることは、水戸商工会議所の特定退職金共済制度の制度趣旨から逸脱するものである。</p> <p>そのため、退職手当制度における外部積立額が退職手当規定額を超過する金額を協会へ返還するという規定については是正すべきである。</p> <p>(参考) 一般社団法人水戸観光コンベンション協会職員退職手当規程第5条 商工会議所及びアクサ生命保険から支給される退職金の額が第6条から第8条までの規定によって算出された退職手当の額を下回る場合は、その差額を本会が直接支給し、商工会議所及びアクサ生命保険から支給される額が上回る場合は、その差額を本会に返還するものとする。</p>			
<b>講じた措置 の内容等</b>	<p>退職手当の返還に関する指摘事項については、協会の正副会長会議で報告させ、役員との情報共有を行ったほか、他の外郭団体の現状調査や、水戸商工会議所の制度趣旨を踏まえた超過金額の返還のあり方について市人事課との相談、調整を指示した。</p> <p>また、令和4年8月10日付け「外郭団体の退職手当に関する基準の適用の推進等について」の通知を受け、一般社団法人水戸観光コンベンション協会職員退職手当規程の見直しも踏まえつつ、協会としての最適な方策の検討、対応を指示した。</p>			

	<p>協会においては、外郭団体の退職手当に関する基準の通知を考慮しつつ、今後、外部積立額が退職手当規定額を超過しない額（返還を要しない額）で積み立てていくこととし、あわせて、令和4年度第3回理事会にて退職手当規程を見直した。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	産業経済部観光課	
報告書ページ	57	区分別 の番号	指摘事項	10
			意見	
指摘事項等 の内容	<p>(ト) 好文カフェ業務委託契約の実態に合わせた見直しについて 好文カフェに関する業務について、観光協会と前田商事株式会社（以下「前田商事(株)」）との間で業務委託契約が締結されている。 委託業務の内容、履行方法、委託料に関する事項を抜粋すると以下の通りである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「好文カフェ運営業務委託契約書」より抜粋。文中の下線は追記したもの。</p> <p>委託期間：令和2年12月1日から令和3年3月31日 委託者：一般社団法人水戸観光コンベンション協会（以下「甲」） 受託者：前田商事株式会社（以下「乙」）</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 甲は、次の各号に掲げる業務（以下「委託業務という。」）を乙に委託し、乙は、これを受託する。</p> <p>(1) 好文カフェにおける飲食物他の販売に関すること (2) 店内及び周辺の清掃に関すること (3) 共有スペースにおけるポスター、パンフレットの掲示に関すること (4) 前各号に定めるもののほか、好文カフェの運営に必要な業務に関すること</p> <p>(委託業務の履行)</p> <p>第2条 乙は、前条の業務を実施するにあたり、必要とする要員を配置し、<u>当該要員は、甲の指示により当該業務を行うものとする。</u></p> <p>(販売手数料)</p> <p>第6条 <u>乙は、販売手数料として、当月総売上額の6%を甲の指定する口座に納入するものとする。</u></p> </div> <p>業務の主体が、観光協会である前提で契約が締結されているが、実態に合致していないと思われる。</p> <p>業務委託契約を締結するにあたり、それまで両者の間で締結していた定期建物賃貸借契約を解約している。解約に当たっては、令和2年11月30日付で「定期建物賃貸借契約の解約に関する合意書」を取り交わしている。</p> <p>好文カフェでの飲食店営業は、委託契約が締結される前の定期建物賃貸借契約の時から、事業主体は前田商事(株)である。定期建物賃貸借契約から業務委託契約に切り替えるにあたり、両者の間で営業譲渡が行われた経緯もなく、いきなり営利事業の事業主体が切り替わることは考えられない。両者の間で契約内容に関する認識が一致しているのかどうか</p>			

も懸念される。また、観光協会は、飲食店営業に必要な食品衛生法に基づく営業許可を取得しておらず、事業主体である委託者とはなり得ないと考えられる。

また、委託業務の履行に関しては、契約書第2条で、前田商事(株)が配置した要員に観光協会が直接指揮命令できるとも読める取り決め内容となっている。雇用者ではない労働者に指揮命令しているとなれば偽装請負とみなされる恐れもある。誤解を受ける取り決め内容、また条文の表現は不適切と思われる。

さらに、観光協会から前田商事(株)に支払う業務委託料に関する取り決めがない。代わりに、第6条において、当月総売上高の6%を前田商事(株)側が、観光協会に販売手数料として支払う、という取り決めとなっている。業務を委託した側が、受託した側から販売手数料を収受するというのは、何の対価として収受するのか、根拠が不明である。

以上のように全体を通してみると、従来の賃料の代わりに販売手数料を収受する形となっており、業務実態はなんら変わることなく、契約書の形式面だけが、定期建物賃貸借契約から業務委託契約に変更されているように見られる。

契約書：定期建物賃貸借契約書

貸主：一般社団法人 水戸観光コンベンション協会

借主：前田商事株式会社

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、下記に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

名称 好文カフェ  
所在 水戸市千波町 3080  
構造 鉄骨造 1階建  
床面積 361㎡のうち 293㎡（別添図面のとおり）

(契約期間)

第2条 契約期間は、2019年4月1日から2024年3月31日までとする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を次の各号に掲げる用途に使用しなければならない。なお、使用に当たっては、本物件が水戸市の設置する観光施設であることに鑑み、ホスピタリティあふれる接客を行わなければならない。

- (1) 軽飲食等（都市公園法第2条第2項第7号でさだめられているもの）の販売。
- (2) 水戸の特産品をはじめとする土産品などの販売。
- (3) その他、甲・乙協議のうえ甲の認めた用途。

(賃料)

第4条 本物件の賃料は、月額 245,000 円に消費税等相当額 19,600 円を加えた合計 264,600 円とする。ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は、変動後の税率により計算する。

(敷金)

第5条 乙は、敷金として金 1,470,000 円を甲に預け入れるものとする。敷金は無利息とする。

観光協会が、事業主体となるように変更したいのであれば、営業譲渡の手続きや営業許可の取得をはじめ、営利事業を運営し、その責任を果たすための組織体制の構築や、主体的に業務仕様を決定できるよう営業ノウハウを獲得する等、実態を伴った見直しを図ることが必要である。

また、公有財産の貸付の在り方や、賃料の見直しを図りたいのであれば、公有財産の貸付に関する手続きに則り、適切な手順で見直しを図るべきである。

水戸市財務規則より抜粋。文中の下線は追記したもの。

(公有財産の貸付け等)

第 211 条 公有財産の貸付け又は公有財産について地上権の設定を受けようとする者は、公有財産貸付申請書(様式第 101 号)又は公有財産地上権設定申請書(様式第 102 号)に必要な書類を添付して財産事務取扱者に提出しなければならない。

2 財産事務取扱者は、公有財産の貸付けをしようとするときは、行政財産にあっては使用の許可又は契約を、普通財産にあっては契約を、それぞれ処分し、又は締結しなければならない。

3 財産事務取扱者は、公有財産に地上権を設定しようとするときは、契約を締結しなければならない。(貸付け等の手続)

第 213 条 財産事務取扱者は、公有財産を貸し付けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、又は添付して市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 当該財産の種別、名称、数量及び所在
- (2) 貸付けの理由(用途及び利用計画)
- (3) 貸付けの相手方の住所及び氏名
- (4) 貸付けの期間
- (5) 貸付料の額及び算定の基礎
- (6) 貸付料の納入方法及び時期
- (7) 無償貸付又は減額貸付の場合は、その理由
- (8) 貸付条件を付したときは、その条件
- (9) 契約書案
- (10) その他参考となる事項

2 前項の規定は、公有財産に地上権を設定する場合及び行政財産の使用を許可しようとする場合について準用する。

(平 12 規則 46・一部改正)

(普通財産の貸付料)

第 214 条 貸付料は、年額により定めるものとする。ただし、使用期間が 1 年未満であるとき、又は使用期間に 1 年未満の端数があるときは月割により、使用期間が 1 カ月未満であるとき、又は使用期間に 1 カ月未満の端数があるときは日割によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、普通財産の貸付料の徴収については、水戸市行政財産使用料徴収条例(昭和 52 年水戸市条例第 48 号)の例による。

(平 12 規則 2・全改)

○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

昭和 39 年 4 月 1 日 水戸市条例第 7 号

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第 4 条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>好文カフェ業務委託契約に関する指摘事項については、協会の正副会長会議で報告させ、役員との情報共有を行ったほか、協会が好文カフェで飲食店営業をしていくための方策など、協会として最適な方策の検討、対応を指示した。</p> <p>協会では、監査人から指摘を受けた業務委託契約について、受託者への指揮命令に関する規定の削除（第2条関係）、収益等の一部を委託料として支払う規定に改正（第6条関係）し、令和4年度の業務委託を実施している。</p> <p>また、飲食店営業許可については、現在、受託者の前田商事が取得し、適切に営業している。</p> <p>なお、協会においては、令和4年度に食品衛生責任者の資格を取得したところであり、引き続き、好文カフェで飲食店営業をしていくための体制強化に努めていくこととする。</p> <p>《参考》</p> <p>好文カフェ管理運営業務等委託契約書（指摘事項抜粋） （委託業務の履行）</p> <p>第2条 乙（受託者）は、前条の業務を実施するにあたり、必要とする要員を配置し、当該業務を行うものとする。 （委託料及び原材料費）</p> <p>第6条 甲（委託者）は、委託業務に関する費用として、当月総売上額の24%、原材料費として当月総売上額の60%を乙の請求に基づき、請求書の受領日から10日以内に乙に支払うものとする。</p>
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	福祉部福祉総務課	
<b>報告書ページ</b>	74	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項 意見</b>	12
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>(ロ) 適正に契約関係を整理すべきこと</p> <p>上記、会員に自らの業務を委託するものの中に、本部における事務局補助業務、ファミリーサポート事業における受付及び事務作業、大町・わんぱーくにおける保育業務がある。</p> <p>これらの業務は、業務中において責任者からの命令や指示に従って業務を行うものであり、独立して仕事をするものではないことから、委託ではなく、雇用として扱われるべきものである。適正に契約関係を整理し、処理する必要がある。</p>			
<b>講じた措置 の内容等</b>	<p>業務内容から委託契約が不適切なものがあったので、業務内容にあった適切な契約を行う様に指導した。</p> <p>シルバー人材センターでは、令和4年7月から、事務局補助業務、ファミリーサポート事業における受付及び事務作業、大町わんぱーく・みと、本町はみんぐぱーく・みとの受付業務や駐車場業務に従事する会員については、臨時職員として雇用契約を結び対応している。</p>			

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>		福祉部福祉総務課		
<b>報告書ページ</b>	75	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項</b>	14		
			<b>意見</b>			
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>(二) 退職手当の外部積立額を是正すべきこと</p> <p>外部積立として独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度(中退共)を利用しているが、令和3年3月末時点において、1人の職員において期末要支給額を上回る積立となっている。中小企業退職金共済制度に対する掛金は「外郭団体の退職手当について(通知)」(平成16年10月21日)において定めた月3万円の上限額を毎月支払っているが、退職手当額のシミュレーションを実施したところ、職員の勤続年数の少ない時点から月3万円の掛金の支払いを行うことは過大な掛金の支払いとなる。</p> <p>公益社団法人水戸市シルバー人材センター職員給与規程第33条第3項において「前項の規定により計算された退職手当の額が共済退職金の額を超えるときは、センターはその差額を直接支給し、共済退職金の額以下であるときは、当該共済退職金の額を持って退職手当の額とする。」とあるため、過大な外部積立は過大な退職手当の支給となり不適切である。過大とならない積立を行っていく必要がある。</p>					
	<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> <p>退職手当額 (千円)</p> </div> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> <p>退職時の勤続年数 (年)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 5px;"> <span style="margin-right: 20px;">— 退職手当</span> <span style="margin-right: 20px;">— 中退共 (掛金3万円)</span> <span>— 中退共 (掛金2万円)</span> </div>					
職時の勤続年数		10年	20年	30年	35年	38年
退職手当額 (千円)		892	4,376	9,864	11,949	16,253

<p><b>講じた措置 の内容等</b></p>	<p>今回の監査結果を受けて、令和4年8月10日付、監査意見・指摘事項の是正に必要な指導監督を行うよう、人事課より通知があった。</p> <p>当該通知に基づき、指導を行った。これを受け、シルバー人材センターの給与規程において、中退金掛金月額は給与月額から算出する基準が定められているが、退職手当額より過剰な積み立てとなってしまうため、算出基準を改定した。</p> <p>退職期末要支給額より過大な退職手当の支給とならないよう、掛金額を見直し、適切な支給額となるまで減額措置を行うようにした。</p>
------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	福祉部福祉総務課			
報告書ページ	76	区分別 の番号	指摘事項	6		
			意見			
指摘事項等 の内容	<p>(ホ) 債権管理について</p> <p>令和2年度決算において、不納欠損処理された案件があり、この不納欠損処理事案の対応として以下の通り債権管理の強化が行われている。</p> <p>不納欠損処理事案の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>                 相手先：(一社) 日本駐車場工学研究会                  原因：令和2年3月11日 破産手続開始申立                  未収額：155,854円                  内訳                  令和1年11月分 57,550円                  令和1年12月分 53,310円                  令和2年1月分 42,994円             </td> </tr> </table> <p>不納欠損処理：令和3年3月に不納欠損処理</p> <p>債権管理強化の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>                 令和2年4月より、債権管理の強化。以下の取組が行われている。                   月次の管理：                  (1) 回収遅延リスト：                  本来の回収月より回収が遅延している案件をシステムにより抽出し、毎月モニタリング対象としてリスト化している。                  (2) タイムリーな督促：                  抽出された案件については、管理課を中心に、相手先への督促、また担当者と協力して臨戸訪問などを実施し、早期の回収に努めている。                  (3) 情報共有と対策：                  督促状況を記載したうえで同リストを理事長、各課管理者へ報告             </td> </tr> </table>				相手先：(一社) 日本駐車場工学研究会 原因：令和2年3月11日 破産手続開始申立 未収額：155,854円 内訳 令和1年11月分 57,550円 令和1年12月分 53,310円 令和2年1月分 42,994円	令和2年4月より、債権管理の強化。以下の取組が行われている。  月次の管理： (1) 回収遅延リスト： 本来の回収月より回収が遅延している案件をシステムにより抽出し、毎月モニタリング対象としてリスト化している。 (2) タイムリーな督促： 抽出された案件については、管理課を中心に、相手先への督促、また担当者と協力して臨戸訪問などを実施し、早期の回収に努めている。 (3) 情報共有と対策： 督促状況を記載したうえで同リストを理事長、各課管理者へ報告
相手先：(一社) 日本駐車場工学研究会 原因：令和2年3月11日 破産手続開始申立 未収額：155,854円 内訳 令和1年11月分 57,550円 令和1年12月分 53,310円 令和2年1月分 42,994円						
令和2年4月より、債権管理の強化。以下の取組が行われている。  月次の管理： (1) 回収遅延リスト： 本来の回収月より回収が遅延している案件をシステムにより抽出し、毎月モニタリング対象としてリスト化している。 (2) タイムリーな督促： 抽出された案件については、管理課を中心に、相手先への督促、また担当者と協力して臨戸訪問などを実施し、早期の回収に努めている。 (3) 情報共有と対策： 督促状況を記載したうえで同リストを理事長、各課管理者へ報告						

し、必要な対策指示を仰いでいる。

#### 債権管理委員会によるモニタリング

##### (1) 構成：

債権管理委員会は、理事長、各課管理者、会員により組織されている。

##### (2) 不納欠損処理の判断：

回収に疑義の生じた案件については、債権管理委員会で議題とされ、回収可能性の検討を行っている。回収可能性が著しく低いと判断したものについては、不納欠損処理を行っている。

##### (3) 債権管理の強化：

令和2年5月に、債権管理を強化するため「債権管理に関する基本方針」を制定している。

主な内容としては以下の通り。

- ① 債権管理に関する基本的かつ事務局統一的な基準
- ② 基本方針として、回収基準に則ったタイムリーな回収業務を行うこと、回収には口座振替を原則とすること、契約解除するケースの明示、不納欠損に関する適切かつ適時な処理等
- ③ タイムリーな対応を可能とするために、正確かつ適時な情報共有が必要であることから情報システム（「エイジレス80業務」）の活用を徹底すること

すでに債権管理の強化に取り組まれているところではあるが、債権の件数自体が多いこと、また管理要員も限定されていることから、対策の徹底については懸念もあると思われる。

以下の観点で、債権管理強化で改善すべき点がないかを継続的に見直ししていくことが望ましいと思われる。

- ① 不納欠損処理にいたった案件では、3ヶ月分の未回収残高が残っていた。相手先の信用不安に関する情報を早期に把握することで、サービス提供の停止の必要性を早期に判断し、回収不能額を少なくする取り組みを徹底する。また、これを実行するための各課での連携や、要員配置の十分性を検討すること。
- ② 相手先への支援サービスについては、生活支援等不可欠のサービスもあるため配慮も必要となる。回収遅延が繰り返される場合の対応も丁寧に行う必要があると思われるが、電話督促等には相応の時間と労力を要すると思われる。対策の徹底とそれを実現するための

	各課での連携や要員配置の十分性を検討すること。
講じた措置 の内容等	<p>債権管理を強化する上で継続的な見直しが必要であるとの助言を受け、シルバー人材センターには改めて、債権管理に改善すべき点がないか継続的に検証するよう指導した。</p> <p>これを受け、シルバー人材センターは、現在、長期不納案件はないが、引き続き信用不安に関する情報を早期に把握し、サービス提供停止の判断に努めている。</p> <p>また、未収金がある発注者へは、早めの電話督促を行うとともに、業務担当者、就業会員と情報共有し早期の回収に努めていく。</p> <p>生活支援等利用者へは、こまめな連絡をするとともに、あらかじめ利用料を前受けするなどの対策をしている。</p>

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	福祉部福祉総務課	
報告書ページ	86	区分別 の番号	指摘事項	
			意見	8
指摘事項等 の内容	<p>(ロ) 市委託事業のあり方を明確にすべきこと</p> <p>センターのプロパー職員は5名（特別任用職員を含む）と小規模である。事業を見ると、指定管理事業において、市の公募により、大町・わんぱーく及び本町・はみんぐぱーくを受託しているが、令和2年度の経常増減額は1,720千円の赤字となっており、収益に貢献していない。雇用期間の延長や高齢者の勤労意識の変化等、センターの本来業務が変革期を迎えている中で、当該事業を継続が必要なのか検討すべきであると考えられる。</p> <p>この点、センターの経営改善計画にも触れられておらず、漠然と継続することなく、適正に判断されたい。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>当該事業の継続が必要なのか検討するように指導した。</p> <p>シルバー人材センターとしては、わんぱーく及びはみんぐぱーくに係る指定管理事業について、新たに、令和4年度から令和8年度までの5年間の指定を受けたところである。</p> <p>御指摘のように、令和2年度の経常収支は赤字であったが、令和3年度は190千円の黒字となっており、5年間では黒字となっている。</p> <p>また、これらの施設は、会員が13人就業（令和4年7月から雇用）をしている施設であり、シルバー人材センターにとっても有用な施設であると認識していることから、運営を継続していくことと整理した。</p>			

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	福祉部福祉総務課	
報告書ページ	86	区分別 の番号	指摘事項	9
			意見	
指摘事項等 の内容	<p>(ハ) 空き家見回りの事業について、具体的に検討すべきこと</p> <p>経営改善計画では、新規事業の確保として、空き家空き地管理を令和2年度に事業計画し、令和3年度より実施することとしている。</p> <p>しかし令和2年度の検討時、当該事業を行うにあたっては警備業の認定が必要であるということで事業を断念している。</p> <p>ところで、他のシルバー人材センターでは、これらの事業を既に実施しているところも多数あり、警備業の認定が無くても進められる事業の方法も検討される余地はあるものと考えられる。</p> <p>現在、空き家の問題は、社会的な問題として取り上げられ、国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」を受け、市においても平成31年4月1日、「水戸市空家等対策の推進に関する条例」が制定されている。</p> <p>当該条例では、</p> <p style="padding-left: 2em;">(建築物の所有者の責務)</p> <p>第4条 2 空室等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空室等の適切な管理を行わなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(空家等に関する情報の収集)</p> <p>第9条 市長は、空家等（建築物を販売し、または賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適切に管理されているものに限る。）を除く。次条第1項及び第11条において同じ。）に関する情報の収集をするものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(空家等の適切な管理の促進)</p> <p>第10条 市長は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するために、空家等の所有者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 市長は、適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対し、指導を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(空家等及び空家等の跡地活用の促進)</p> <p>第11条 市長は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、または賃貸</p>			



	<p>する事業を行う者が販売し，又は賃貸するために所有し，又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適切に管理されているものに限る。）に関する情報提供，その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>（関係機関との連携）</p> <p>第 12 条 市長は，空家等に関する対策の実施に当たっては，関係機関と連携を図るものとする。</p> <p>等と規程されており，空家等の管理ニーズが高まってきている。このような中であって，シルバー人材センターが役割を担うことができる部分はあることから，認定の問題で検討を中断されているのであれば，詳細に事業内容を再分析し，事業化を再検討していくことが必要である。</p>
<p><b>講じた措置の内容等</b></p>	<p>この事業は，既に他のシルバー人材センターにおいて実施しているところもあり，警備業の認定が無くても進められる事業の方法も検討される余地があるとの指摘を受けたため，実際に可能かどうか検討するように指導した。</p> <p>シルバー人材センターとしては，空家事業について茨城県シルバー人材センター連合会に相談した際に，警備業法に抵触すると指摘され，水戸市からの委託事業として，受付窓口は水戸市にお願いした方が良いと説明を受けている。そのため，最初に警備業法に抵触しない内容での事業開始について検討を重ねてきた。検討するために，事業内容については，茨城県警本部生活安全部生活安全総務課と複数回の打合せを行い，この内容であれば警備業法に抵触しないと判断していただいている状況にある。</p> <p>これらを踏まえ，空き家事業については，空き家等に対する水戸市とシルバー人材センターの役割を明記した「水戸市と水戸市空家等の適正管理の推進に関する協定書」を令和 4 年 12 月 26 日に締結し，同時に空き家見回り事業等を開始した。</p>

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	市民協働部体育施設整備課	
<b>報告書ページ</b>	94	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項 意見</b>	15
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>(イ) 退職手当の外部積立額を是正すべきこと</p> <p>別紙のとおり</p>			
<b>講じた措置 の内容等</b>	<p>今回の監査結果を受けて、令和4年8月10日付、監査意見・指摘事項の是正に必要な指導監督を行うよう、人事課より通知があり、当該通知に基づき、指導を行った。</p> <p>(公財)水戸市スポーツ振興協会においては、退職手当額のシミュレーションを行い、令和4年9月から、期末要支給額を上回る外部積立となっている職員について、中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度における毎月の外部積立を、制度上の最小額にするなど、是正に取り組んでいる。</p> <p>また、外部積立については、これまで、おおむね5年毎に行っていた見直しを、今後は、期末要支給退職手当額を踏まえた掛金となるよう、毎年、見直しを行うこととした。</p>			

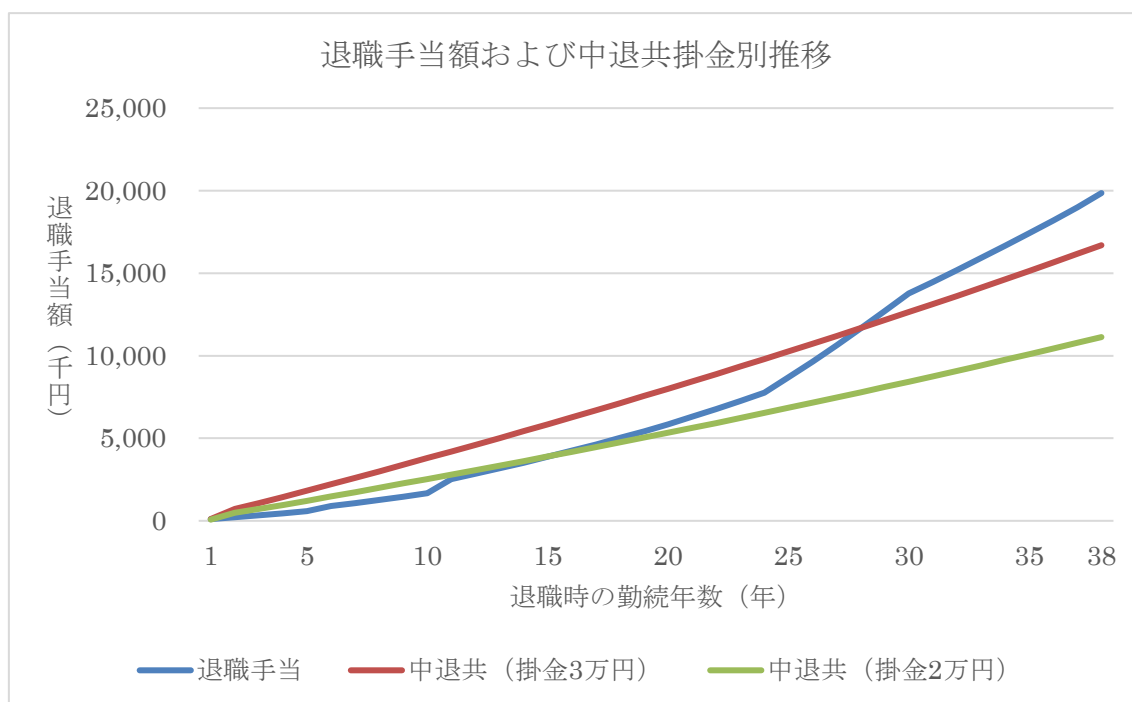
## 別紙

退職手当に対する外部積立として独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度および水戸商工会議所の特定退職金共済制度を利用しているが、令和3年3月末時点において、期末要支給額を上回る外部積立となっている職員が21人いる。退職給付引当金の対象人数は51人であり、4割近くの人数が積立超過となっている。

中小企業退職金共済制度および特定退職金共済制度に対する掛金は「外郭団体の退職手当について（通知）」（平成16年10月21日）において定めた月3万円の上限額を毎月支払っており、積立額を補完する目的で特定退職金共済制度へ各人ごとに設定した金額を支払っているが、退職手当額のシミュレーションを実施したところ、中小企業退職金共済制度のみで算出した場合においても職員の勤続年数の少ない時点から月3万円の掛金の支払いを行うことは過大な掛金の支払いとなる。

公益財団法人水戸市スポーツ振興協会退職手当規程第4条において「信託又は生命保険の業務を行う法人から支給される退職金の額が第5条から第7条までの規定によって算出された退職手当の額が少ない場合は、その差額を協会が直接支給し、信託又は生命保険の業務を行う法人から支給される額が多い場合は、この規程にかかわらずその額を退職手当の額とする。」とあるため、過大な外部積立は過大な退職手当の支給となり不適切である。

そのため、職員の期末要支給退職手当額を踏まえた掛金の支払額を設定すべきである。



退職時の勤続年数	10年	20年	30年	35年	38年
退職手当額（千円）	1,666	5,840	13,782	17,426	19,855

シミュレーション条件

- ・ 22歳で入社し、入社時の給与は171,700円、定年退職時（38年目）の給与は380,000円。
- ・ 給与については定年まで毎年同額昇給していく。
- ・ 入社後37年目までの退職手当額は自己都合退職による算定、38年目は定年退職による算定。

（参考）公益財団法人水戸市スポーツ振興協会退職手当規程

第5条

次条に規定する場合を除くほか、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の120
- (4) 25年以上30年以下の期間については、1年につき100分の257.5
- (5) 31年以上の期間については、1年につき100分の137.5

2 前項に規定する者のうち、業務上の死傷病によらずその者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号掲げるものに該当するときは、同項に規定にかかわらず、同行の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上5年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間6年以上10年以下の者 100分の75

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	市民協働部体育施設整備課	
<b>報告書ページ</b>	96	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項</b>	
			<b>意見</b>	10
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>(ロ) 委託のあり方について</p> <p>別紙のとおり</p>			
<b>講じた措置 の内容等</b>	<p>今回の包括外部監査における意見を受けて、令和4年度からの業務委託等においては、毎年、同様の指名業者とならないよう、一部の指名業者を入れ替えることにより、競争性の確保に努めている。</p>			

別紙

事業費用のうち、委託費が大きな割合を占めており、委託の契約は原則入札となっている。  
入札による委託先の推移は、以下のとおりである。

業務名	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
総合運動公園維持管理業務（1工区）	㈱水戸グリーンサービス	同左	同左
総合運動公園維持管理業務（2工区）	(有)市毛造園土木	同左	同左
総合運動公園維持管理業務（3工区）	㈱タナカ築庭	同左	同左
総合運動公園維持管理業務（4工区）	㈱鴨志田造園建設	同左	同左
総合運動公園維持管理業務（5工区）	(有)エバタ造園	同左	同左
総合運動公園清掃業務	㈱サンアメニティ	同左	同左
総合運動公園警備業務	東日本警備保障㈱	同左	同左
総合運動公園消防設備保守点検業務	能美防災㈱	同左	同左
総合運動公園汚水処理施設管理業務	水戸工機㈱	同左	菊地設備工業㈱
総運第2テニス浄化槽保守点検業務	茨城北研㈱	同左	同左
総合運動公園排水路清掃業務	常陽環整㈱	同左	同左
市民球場バックネット保守点検業務	美津濃㈱	同左	同左
総合運動公園空調設備保守点検業務	㈱鴨志田設備	同左	同左
総合運動公園ガス給湯保守点検業務	菊地設備工業㈱	同左	同左
総合運動公園機械器具整備保守点検業務	㈱川又商会	同左	茨城建機㈱
総合運動公園市民球場ダックアウト内排水管洗浄業務	—	—	常陽環整㈱
総合運動公園粗大ごみ運搬処分業務	—	—	㈱白梅商事
青柳公園維持管理業務	(有)市毛造園土木	同左	同左
青柳公園清掃業務	環境美化管理㈱	同左	同左
青柳公園消防設備点検業務	㈱三和防災設備工業	水戸ホーチキ㈱	同左
市民体育館非常電源装置保守点検業務	㈱入江電機工業所	同左	同左
青柳公園地下配管性能検査業務(屋内プール)	東洋ケミカルエンジニアリング㈱	同左	同左
青柳屋内プール煤煙検査業務	(一社)茨城県環境管理協会	同左	同左
那珂川堤外地芝生樹木管理業務	㈱タナカ築庭	同左	同左
青柳屋内プールボイラー保守点検業務	(有)ロビンス熱工業	同左	同左
青柳公園空調設備保守点検業務	第一熱学建設㈱	同左	同左
小吹運動公園維持管理業務	㈱鴨志田造園建設	同左	同左
小吹運動公園清掃業務	㈱アビック	同左	同左
小吹運動公園消防設備保守点検業務	水戸ホーチキ㈱	同左	同左
小吹運動公園濾過装置保守点検業務	常陽環整㈱	同左	同左

業務名	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
小吹第 1.2 種熱交換器性能検査業務	(株) 大 東 エ 業	同左	同左
小吹運動公園浄化槽保守点検業務	新生環境整備(株)	同左	同左
小吹運動公園屋内プール空調設備保守点検業務	清 和 工 業 (株)	同左	同左
市立競技場(第 1 工区)維持管理業務	(株) 大 京 園	同左	同左
市立競技場(第 2 工区)維持管理業務	緑 地 企 画 (株)	同左	同左
市立競技場清掃業務	(株) ア ビ ッ ク	同左	同左
市立競技場警備業務	日新警備保障(株)(5年契約)	同左	同左
市立競技場消防設備保守点検業務	水戸通信工業(株)	同左	同左
市立競技場受水槽保守点検業務	暁飯島工業(株)	同左	同左
市立競技場ガス給湯保守点検業務	丸 大 燃 工 (株)	同左	同左
市立競技場汚水貯留槽保守点検業務	(株)フジクリーン茨城	同左	同左
市立競技場取水井戸保守点検業務	中川理水建設(株)	同左	同左
市立競技場加圧給水ポンプ保守点検業務	暁飯島工業(株)	同左	同左
市立競技場空調設備保守点検業務	(株) 日 創 工 業	同左	同左
市立競技場音響設備保守点検業務	水戸通信工業(株)	同左	同左
市立競技場 I T V 保守点検業務	水戸通信工業(株)	同左	同左
市立競技場照明設備保守点検業務	水戸通信工業(株)	同左	同左
市立競技場機械器具整備保守点検業務	(株) 川 又 商 会	同左	茨城建機(株)
市立競技場散水設備点検業務	日本体育施設(株)	同左	同左
千波公園テニスコート維持管理業務	(株) 植 幸	同左	同左
千波公園テニスコート警備業務	国際警備保障(株)(5年契約)	同左	同左
常澄健康管理トレーニングセンター維持管理業務	(株) 植 幸	同左	同左
常澄健康管理トレーニングセンター清掃業務	まるく商事(株)	同左	同左
常澄健康管理トレーニングセンター消防設備保守点検業務	(株)入江電機工業所	同左	同左
常澄健康管理トレーニングセンター・運動場浄化槽保守点検業務	常 陽 資 材 (株)	同左	同左
元石川市民運動場維持管理業務	(株)田寺緑地土木	(株) 石 翠 園	同左
体育施設維持管理業務(各市民運動場)	興和緑地建設(株)	同左	同左
常澄運動場維持管理業務	(株) 植 幸	同左	同左
河和田市民運動場維持管理業務	(株)鈴木緑化サービス	同左	同左
各市民運動場浄化槽保守点検業務(田野・内原)	サン・ユー(株)	同左	同左
上大野市民運動場維持管理業務	(株)田寺緑地土木	同左	同左
元吉田市民運動場維持管理業務	(株)田寺緑地土木	同左	同左
体育施設トイレ清掃業務	平和環境コンサルタント(株)	同左	同左
体育施設ゴミ収集運搬業務	(株) 白 梅 商 事	同左	同左

業務名	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
体育施設警備業務(青・小・常・第2テ)	日新警備保障(5年契約)	同左	同左
青柳屋内・大串プール循環濾過装置保守点検業務	常陽環整(株)	同左	同左
体育施設自動電話交換機保守点検業務(見・青・市競)	水戸通信工業(株)	同左	同左
体育施設受水槽清掃業務(青体・小吹・千波)	アクアテクノ(株)	同左	同左
競泳用自動審判計時装置保守点検業務	(株) T T R	同左	同左
サッカー・ラグビー場維持管理業務	(株) 小林造園	同左	同左
サッカー・ラグビー場植栽維持管理業務	(株) 日本造園	同左	同左
サッカー・ラグビー場人工芝メンテナンス業務	(株) スポーツテクノ和広	同左	同左
サッカー・ラグビー場清掃業務	(株) サンアメニティ	同左	同左
サッカー・ラグビー場警備業務	(株) 日警(5年契約)	同左	同左
サッカー・ラグビー場浄化槽保守点検業務	サン・ユー(株)	同左	同左
サッカー・ラグビー場受水槽清掃業務	アクアテクノ(株)	同左	同左
サッカー・ラグビー場消防設備保守点検業務	ミナト防災通信工業(株)	同左	同左
サッカー・ラグビー場空調設備保守点検業務	(株) 日創工業	同左	同左
サッカー・ラグビー場機械器具整備保守点検業務	(株) 川又商会	同左	茨城建機(株)
サッカー・ラグビー場取水井戸保守点検業務	基礎地盤コンサルタンツ(株)	同左	同左
サッカー・ラグビー場散水設備点検業務	(株) 鴨志田設備	同左	同左
内原ヘルスパーク維持管理業務	(株) 植富	同左	同左
内原ヘルスパーク清掃業務	(株) カンエイ	同左	同左
内原ヘルスパーク機械警備業務	国際警備保障(5年契約)	同左	同左
内原ヘルスパーク消防設備保守点検業務	能美防災(株)	同左	同左
内原ヘルスパーク空調設備保守点検業務	暁飯島工業(株)	同左	同左
内原ヘルスパークゴミ収集運搬業務	(株) 白梅商事	同左	同左
内原ヘルスパーク地下配管性能検査業務	東洋ケミカルエンジニアリング(株)	同左	同左
内原ヘルスパーク防火対象物点検業務	—	—	能美防災(株)
ちとせ市民運動場上木剪定業務	—	—	興和緑地建設(株)
元吉田市民運動場上木剪定業務	—	—	(株) 田寺緑地土木
大型映像装置運営業務委託	(株) スタジオサカ	同左	同左
東町運動公園清掃業務	—	(株) アアメニティ・ジャパン	同左
東町運動公園警備業務	—	(株) 水戸警備保障	同左
東町運動公園ゴミ収集運搬業務	—	(株) 白梅商事	同左
東町運動公園植栽維持管理業務	—	(株) エバタ造園	同左
東町運動公園消防設備保守点検業務	—	水戸通信工業(株)	同左
東町運動公園電話設備保守点検業務	—	水戸通信工業(株)	同左



業務名	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
東町運動公園 ITV 保守点検業務	—	水戸通信工業(株)	同左
東町運動公園吸収式冷温水発生機切替保守点検業務	—	暁飯島工業(株)	同左
東町運動公園受水槽清掃業務	—	常陽環整(株)	同左
東町運動公園太陽光設備点検業務	—	藤井産業(株)	同左
東町運動公園音響設備保守点検業務	—	水戸通信工業(株)	同左
東町運動公園大型映像装置保守点検業務	—	藤井産業(株)	同左
東町運動公園地下タンク性能検査業務	—	群馬カエンエンジニアリング	同左
東町運動公園バスケットゴール整備点検業務	—	(株)茨城スポーツ社	同左
東町運動公園空調設備保守点検業務	—	暁飯島工業(株)	同左
東町運動公園照明設備保守点検業務	—	水戸通信工業(株)	同左
東町運動公園給排水設備保守点検業務	—	暁飯島工業(株)	同左
東町運動公園防火設備点検業務	—	水戸通信工業(株)	同左
東町運動公園雑用水槽・汚水槽清掃業務	—	常陽環整(株)	同左
水戸招待陸上兼水戸市陸上競技大会大型映像装置運営業務委託	—	(株)スタジオサカ	同左
プレースポーツみと 2020 警備業務委託	—	—	東日本警備保障(株)
プレースポーツみと 2020 映像編集業務委託	—	—	(株) MARKS

委託にあたっては、協会が委託金額を積算し、市との予算協議の上、予定価格を決定し、協会が市内業者から 8 社程度を指名し、入札による方法により行われている。また、1 回目の入札で予定価格を下回らない場合は、再入札という形で予定価格を下回るまで入札が繰り返される。

しかし、上記のように、委託先は固定化されており、入札による競争原理の発揮されている状態とは見られない。

入札による競争原理を働かせるためには、市内業者に限定しないこと等により、指名業者が、入札者間で知られない方法等も検討していく必要がある。

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	市民協働部体育施設整備課	
<b>報告書ページ</b>	99	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項</b>	16
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>(ハ) 業務委託契約における積算過程について</p> <p>別紙のとおり</p>			
<b>講じた措置 の内容等</b>	<p>今回の包括外部監査を受けて、(公財)水戸市スポーツ振興協会における、指摘事項の是正に必要な指導を行った。その結果、複数の業務を一案件として委託している令和4年度の業務委託では、各業務委託の金額が明確となるよう、見積書とともに見積金額の内訳書等を添付させ、契約を締結している。</p> <p>また、「集団運動教室」における事業収入については、仕様書において、受託者が収受することとなっているため、見積書提出の際に、事業収入を含めた事業計画書等を確認したうえで、契約を締結している。</p> <p>興行の誘致については、契約内容を明確にし、受託業者から、誘致に関する提案を行わせるとともに、誘致の取組状況について、報告させることとしている。</p>			

別紙

平成 31 年度より、協会は、東町運動公園に関する業務について、アシックス・ジャパン株式会社（以下、「アシックス・ジャパン(株)」）、株式会社いばらきスポーツタウン、マネジメント（以下、「(株)いばらきスポーツタウン・マネジメント」）との間で業務委託契約を締結している。

業務委託契約の概要は本文末尾【参考資料 1】に記載の通りであり、概略を示すと以下の通りである。

業務委託	委託先	
	アシックス・ ジャパン(株)	(株)いばらきスポーツ タウン・マネジメント
集団運動教室 ※	○	○
興行及び競技大会	/	○
同上の誘致活動	○	○
イベント事業	○	/
対価	23,155,000 円（税込）	5,500,000 円（税込）

※集団運動教室の事業収入（利用料等）は、アシックス・ジャパン(株)、(株)いばらきスポーツタウン・マネジメントがそれぞれ収受する。

協会は、市より東町運動公園を含む「水戸市体育施設」について指定管理者として指定されている。上述の委託業務についても、市との間で締結している「水戸市体育施設の管理運営に関する協定書」に含まれる管理運営業務の対象である。

東町運動公園に関する業務については、協会が、市から受託した業務を、アシックス・ジャパン(株)と(株)いばらきスポーツタウン・マネジメントに再委託する形となっている。

アシックス・ジャパン(株)、(株)いばらきスポーツタウン・マネジメントに対して、それぞれ、「集団運動教室」と「イベント事業」、「集団運動教室」と「興行および競技大会」と複数の業務を委託している。一方、対価については、それらの合計額で取り決められており、各者から見積書を入手しているものの、協会側での積算過程が不明確であった。

また、「集団運動教室」に関しては、受託側で事業収入を収受することとされているが、この収受された金額が委託料の積算にどのように反映されているかも不明瞭である。

まず、委託業務の種類が「集団運動教室」「興行及び競技大会」「イベント事業」と複数あるが、それぞれが異なる業務であり、委託料を決めるにあたっては、それぞれの委託業務での積算過程が必要である。異なるそれぞれの委託業務に関する積算過程を明確にすべきである。

特に、「興行及び競技大会」の「誘致活動」については、「実現を保証するものではない」

旨が契約書上明記されているが、興行や競技大会の誘致が実現しなかった場合には、誘致活動に対して支払う対価が適正なのか判断することが困難となる。積算過程を明確にすると同時に、誘致の取組状況についても報告してもらおう等、誘致に取り組んでもらった活動に対して、支払う対価が適切なのか確認できるようにすることが必要である。

#### 【参考資料1】

令和2年度分の契約書、別紙、覚書より抜粋。下線は追記したもの。

##### <契約書>

公益財団法人水戸市スポーツ振興協会（以下、「甲」という）とアシックス・ジャパン株式会社（以下、「乙」という）及び株式会社いばらきスポーツタウン・マネジメント（以下、「丙」という）とは、甲が指定管理者である水戸市東町運動公園（以下、「本施設」という）における集団運動教室（以下、「本教室」という）、興行および競技大会（以下、「興行」という）ならびにイベント事業（以下、「イベント」という）の運営業務を乙および丙に委託することに関して次のとおり契約する。

##### 第1条（本教室事業に関する内容）

1. 甲は、乙、丙に次の各号を含む本教室の運営に関する業務を委託する。

（1）乙、丙の従業員および乙、丙が業務委託契約を締結したインストラクターによる本教室の運営

（2）本教室の顧客の対応に関する業務

（3）本教室施設お備品管理に関する業務

（4）本教室の状況等の報告業務

（5）その他、前各号に付帯する業務

##### 第2条（興行に関する内容）

1. 甲は、丙に次の各号に定める興行の運営に関する業務を委託する。

（1）興行主に対する場内動線計画の策定補助

（2）興行主に対する場外駐車場計画及び交通対策の策定補助

（3）興行主に対する城内設備配置等の策定補助

（4）大型映像装置の設置、収納及び管理、ならびに興行主に対する操作等に係る助言・指導

（5）興行主に対するボランティア・アルバイト・作業員の確保に関する助言

（6）興行主に対する興行演出、飲食ブース設置、その他の取組策定に関する補助・助言

（7）その他、興行運営に関する事項等の企画と運営、ならびに補助・助言

2. 甲は乙および丙に本施設への有償・無償のイベント、興行および競技大会の誘致に関する業務を委託する。但し、乙および丙はイベント（第3条のイベントを除く）興行および競技大会の誘致の実現を保証するものではない。

##### 第3条（イベントに関する内容）

甲は乙にイベントの運営に関する業務を委託する。業務の詳細は別紙1に定める。

##### 第5条（対価および費用）

1. 本業務の履行の対価および費用は、別紙1に定める。

##### <別紙1より>

第3. 対価及び費用負担（第1条、第2条、第3条）

（1）対価

①乙に支払われる対価総額（年額）：23,155,000円（税込）

②丙に支払われる対価総額（年額）：5,500,000円（税込）

③本教室（第1条）の事業収入に関しては、乙、丙それぞれが担当する教室事業の利用

料および教室事業に関連して得られる収益（写真販売料金等）を収受するものとする。

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	市民協働部体育施設整備課	
<b>報告書ページ</b>	108	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項 意見</b>	12
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>(ロ) コンベンションの誘致活動に積極的に取り組むべきこと</p> <p>振興協会の組織においては、スポーツコンベンション係として7名のプロパー職員が配属している。この人員は、一般社団法人水戸観光コンベンション協会のプロパー職員を上回る人員数である。</p> <p>コンベンションの誘致は、市内経済の活性化につながることから、一般社団法人水戸観光コンベンション協会とより連携を密にし、積極的な誘致活動に取り組まれない。</p>			
<b>講じた措置 の内容等</b>	<p>(公財) 水戸市スポーツ振興協会においては、スポーツ基本法に掲げる、スポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動の一層の進展のため、市民を対象とした各種大会や全国規模の大会等を年間15大会程度開催し、これらの運営とともに事業収入を確保するための営業活動等についても、スポーツコンベンション係で行っている。</p> <p>スポーツコンベンションの誘致については、これまで築き上げてきた競技団体等とのネットワークを活かし、持ち回りで開催している全国大会等、各種大規模大会の情報を収集・分析しながら、水戸市で開催できるようプロモーション活動を行っている。</p> <p>また、コンベンションの誘致にあたっては、スポーツ施設を利用したスポーツ以外のイベント等の調整や、交通や宿泊施設の斡旋、土産品の出店、アフターコンベンションの充実等について、(一社)水戸観光コンベンション協会と連携を図り、取り組んでいるところであるが、今後も、積極的な取組に努めることとする。</p>			

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	市民協働部文化交流課	
<b>報告書ページ</b>	118	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項</b>	17
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>(イ) 企画事業の総括を適正に記録すべきこと</p> <p>芸術財団における事業において、どのような企画を行うかを決定することは極めて重要事項である。企画の決定プロセスにおいて、学芸員が合議し案を提出し、最終決定は、全て館長が承認するというで行われているとのことであるが、そのプロセスの記録が不明瞭である。</p> <p>本来、企画起案段階で、企画の趣旨、入客見込みを伴う収支予算等が起案され、それを学芸員の評価会議で決定し、館長の承認を得て正式に予算化し、理事会において決定されることになるものと考えられるが、これらの記録が明瞭に整理されておらず、理事会の議事録においても、これらの議論の内容が記録されていない。</p> <p>また、企画事業終了後においては、一定の総括がなされ記録書類化されていることが必要であると考えられるがこれらの書類や理事会及び評議会において総括の議事の記録が認められない。</p> <p>今後の企画決定において、重要であるから、これらの文書は正確に記録保管していく必要がある。</p>			
<b>講じた措置 の内容等</b>	<p>公益財団法人水戸市芸術振興財団の事業計画及び収支予算の原案については、担当学芸員が作成し、その後、所属する学芸部門、さらには芸術振興財団事務局との協議を経て、館長の承認を得た後、最終的に理事会で決定し、評議員会で報告するプロセスであることを確認した。</p> <p>理事会への提出前には、意思決定の承認プロセスとして、事務局内で決裁していることを確認した。</p> <p>また、理事会を含めた各プロセスにおいて、明確な記録を行うよう指示を行い、公益財団法人水戸市芸術振興財団では、協議記録又は議事録を作成し、保管していくこととした。</p>			

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	市民協働部文化交流課	
<b>報告書ページ</b>	118	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項</b>	13
			<b>意見</b>	
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>(ロ) 5年経過した在庫の処理について</p> <p>頒布用の書籍や図録については、在庫に残っている分を「頒布用在庫品」として決算書上、資産計上している。</p> <p>この在庫のうち、資産計上してから5年経過してもなお在庫に残っている場合には、決算処理上、販売可能性が低下し、資産性がないものとして在庫集計の対象外とし、事業費用処理している。平成30年度、令和1年度、令和2年度の3年間において在庫集計対象外とされたいわゆる「長期滞留在庫」の金額は以下の通りである。</p>			
	(単位：円)			
	項目	平成30年度	令和1年度	令和2年度
	在庫集計対象外とされた金額	0	439,894	275,535
	以下、参考情報			
	流動資産			
	頒布用在庫品	7,138,011	6,112,323	7,465,069
	事業収益			
	資料頒布収益	1,369,621	2,997,565	725,484
	<p>なお、この費用処理の際には、長期滞留在庫を処分した事実を示す「処分損」等の勘定科目は使われておらず、頒布により在庫が減少した場合と同じ勘定科目で費用処理されている。従って、決算書上では、処分金額を把握することはできない。</p> <p>令和2年度末に資産計上されている在庫のうち、当初の発行部数に対して半分ほどが在庫として残っているものがあつた。平成30年度に発行された図録等が該当するものであるが、具体例を示すと以下の通りである。</p>			



商品名：内藤礼（図録）

発行年度：平成 30 年度

総発行部数：3,000 冊、経費：6,143,758 円、単価：2,048 円/冊

在庫数量：1,644 冊（倉庫 1,620, 店頭 13, 館外 11）

在庫金額：3,366,912 円

半分ほどが在庫として残ってしまっている理由としては、「新型コロナ感染症の影響により、水戸・金沢の2か所で展示会開催予定だったが、金沢会場で展示会が開催できなかった。このため、展示会での図録販売ができず、販売数量が伸びず、多くの在庫が残ってしまった。」とのことであった。

発行年度が平成 30 年度の在庫については、コロナ禍において展示会開催が制限される等の影響を受けており、他の年度の在庫よりも頒布数量が伸びなかったことは、やむを得ない面があると思われる。

但し、現状の長期滞留在庫に関する処分方法は、5年経過すれば在庫集計から自動的に外す処理となっており、長期滞留の原因究明や頒布促進を促す仕組みは組み込まれていない。

また、平成 30 年度発行分の在庫金額は、このまま処分されるとすると、通常の年度で処理される金額よりも多額の処分金額となる。現状の方法がそのまま適用されれば、決算書上で、この処分金額を個別に把握することができなくなる。

5年経過した長期滞留在庫について、特に通常よりも金額が大きく発生している場合には、これを事業費用処理するにあたり、発行部数が適切であったか、滞留期間中での頒布を促す対策が適切であったか等、頒布用在庫品にかかった費用を回収するための取組が十分であったか見直す機会を設けることが必要である。

現状の方法では、金額の多寡にかかわらず自動的に在庫対象外として処理され、結果的に収益に貢献しなかった在庫分について、原因究明や、再発防止の検討を行う機会が確保されていない。

また、処理が行われる5年経過を待たずに、定期的に在庫の状況を点検し、費用回収を図るための販促等、対策をとるべき在庫がないかどうかの点検を行うことが必要である。

さらに、在庫対象外として帳簿管理の対象から外す際には、頒布用以

	<p>外の目的に使用されることを防止するため、現物が処分されていることを確認する手順を取り入れることも必要である。なお、健全決算の観点から資産計上の対象外とするものの、備忘価額による帳簿管理は継続して行うという選択も検討されるべきである。</p> <p>決算書上、処分損に該当する金額を個別に把握できるように表示するかどうかについては、処分損の金額的重要性、質的重要性を考慮して検討することが必要である。</p>
<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>公益財団法人水戸市芸術振興財団では、展覧会の図録は多くが会期中に購入されており、事前に販売部数を的確に予想することは困難であるが、過去の展覧会の販売部数の実績等を参考にしながら美術部門と事務局の間で事前協議を行い、発行部数を決定していくという検討機会を確保することとした。</p> <p>定期的な在庫の状況の点検については、既に財団が年2回実施し、財団の決算監査においても、確認している。</p> <p>費用回収を図るための販売促進の手法としては、過去の図録も含めた通信販売やSNSによる広報が行われていることを確認した。</p> <p>図録の処分については、在庫対象外として帳簿管理の対象から外す際には、決算監査において適切に確認作業を行っていることを確認した。</p> <p>さらに、備忘価額による帳簿管理の継続及び決算書の表示内容については、検討の結果、現行通り継続することを確認した。</p>

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	市民協働部文化交流課	
報告書ページ	125	区分別 の番号	指摘事項	
			意見	14
指摘事項等 の内容	<p>(イ) 企画事業のあり方について、検討すべきこと</p> <p>平成30年度から令和2年度の音楽部門、演劇部門及び美術部門の事業の収支は、以下のとおりである。</p> <p><b>【別紙のとおり】</b></p> <p>上記のように、芸術財団の行う企画事業の多くは、収支がマイナスとなっている。</p> <p>集客見込みの誤りによるものもあると考えられるが、芸術館の収容人数が大きくないことを踏まえて、事業費を回収できないことを前提に事業が企画されている。顕著な例が水戸室内管弦楽団であり、フルスペックで行われた平成30年、令和1年度では、1回の公演で23百万円～30百万円のマイナス、加えて専属楽団企画事業年間経費で10百万円超の事業費がかかっている。このような事業費の支出に対して公演を享受できる収容人数は680人程度であり、事業費のかけ方について検討すべきである。</p> <p>また、水戸子どもミュージカルスクールの発表公演にあたっては、年間4百万円～6百万円の資金を要しており、事業費が多額となっている。</p> <p>このことは、平成30年度、令和1年度においては、新型コロナ感染症による影響が出ていない中で予定されていた事業が行われたことにより、年間正味財産増減額が大きくマイナスになっていることに表れ、令和2年度では新型コロナ感染症の影響により事業を行えなかったことにより、その状況が改善しているという結果にも表れている。このような状況において、よい企画にはお金がかかるという思考に基づいて、今後収支を改善させるために、企画事業数を減少させるという方向になることは回避されて行かなければならない。芸術館に対してのアンケートにおいても、「大がかりでなくてもよいので、沢山の演劇を見たい。」という市民の声をくみ取って、取り組んでいかれたい。</p> <p>芸術財団には、音楽部門、演劇部門及び美術部門において専属の学芸</p>			

	<p>員が配属され、開館 30 年の経験を踏まえて来ていることから、今後の市の補助金のあり方と企画事業のあり方について、意見を調整し、経営にあたって行く必要がある。</p> <p>また、経営改善計画において、芸術財団は外部事業評価を導入しているところであるが、このような評価は、芸術財団が依頼するのではなく、市において依頼すべきものとする。</p>
<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>公益財団法人水戸市芸術振興財団は、事業を自ら企画、制作するという全国でも類を見ない運営方針により、国内最高水準の芸術を市民に提供することを特色としている。</p> <p>そのため、事業の中には大きな支出を伴う事業もあるが、全国からの来館者も多く、本市のにぎわい創出やイメージアップに寄与するとともに、その運営方針を支持する多くの企業や個人から寄付を受けている。</p> <p>また、水戸室内管弦楽団が定期演奏会にあわせて開催する「子どものための音楽会」など、企画事業から派生する教育普及事業も行われており、子どもたちが一流の芸術文化に触れる貴重な機会となっている。</p> <p>水戸市では、事業費も含め、水戸芸術館の運営理念に沿った現在の企画事業のあり方を適切と捉えており、引き続き質の高い事業を継続していくべきと考えている。</p> <p>その一方で、アンケートの意見等も判断の指標として活用している。</p> <p>これらの状況を踏まえながら、公益財団法人として収支相償の原則の中で、契約方法の見直し等による支出の削減を図るとともに、さらなるチケット収入や寄付金、協賛金などの確保に努めることを確認した。</p> <p>なお、外部事業評価については、当初、財団の第五次経営改善計画の中で実施を予定していたが、水戸市行財政改革プラン 2016 に基づき、今後水戸市が行う予定である。</p>

## 別紙

【平成30年度】

(音楽部門)

企画事業

(単位 集客:人 収入, 支出, 収支差額:千円)

事業名	開催日	会場	集客	収入	支出	収支差額
茨城の名手・名歌手たち第28回出演者オーディション	4/8	ATM	117	94	858	△ 764
レ・ヴァン・フランセ	4/25	ATM	657	2,674	4,696	△ 2,022
水戸室内管弦楽団第101回定期演奏会	5/20	ATM	678	30,511	59,625	△ 29,114
	5/22		685			
水戸室内管弦楽団大分公演	5/25	大分県	1,754	13,083	9,921	3,161
今昔雅楽集七夕の宴	7/7	ATM	525	1,917	3,202	△ 1,284
テアトロ・ムジーク・インプロヴィーズ「うつくしいまち」	8/5	ATM	248	390	1,541	△ 1,151
Coro La DIVA	9/2	ATM	379	423	118	304
茨城の名手・名歌手たち第28回演奏会	9/8	ATM	618	1,139	1,264	△ 125
イエルーン・ベルワッツ&クリスチャン・シュミット デュオ・リサイタル	9/10	エントランス	223	582	1,933	△ 1,351
横山有紀子ピアノ・リサイタル	10/6	ATM	272	329	105	223
水戸室内管弦楽団第102回定期演奏会	10/19	ATM	526	17,411	42,873	△ 25,461
	10/21	ATM	566			
内田光子ピアノ・リサイタル	10/26	ATM	651	8,061	9,712	△ 1,651
女声合唱団アルモニアRosaコンサート第4回	11/4	ATM	581	449	153	295
田中宏明ピアノ・リサイタル	11/23	ATM	221	410	131	279
フランコ・ファジョーリ&ヴェニス・バロック・オーケストラ	11/25	ATM	465	2,472	5,621	2,878
水戸の街に響け! 300人の《第九》2018	12/9	芸術館広場	3,500	841	2,537	△ 1,696
クリスマス・プレゼント・コンサート2018	12/23	ATM	555	1,652	2,408	△ 756
サイトウ・キネン・オーケストラ プラス・アンサンブル	1/29	ATM	667	1,875	2,475	△ 600
河原忠之の水戸 de Opera! Vol. 2	2/16	ATM	479	1,871	2,348	△ 477
Takashi Yoshida+Masataka Komano 音楽の中の英国	3/2	ATM	125	395	172	222
女声アンサンブルLotus 第11回演奏会	3/3	ATM	266	377	117	259
市毛恵子ピアノトリオコンサート	3/17	ATM	278	374	104	270
中村真由美&中村佳代ピアノ・デュオ・リサイタル	3/24	ATM	357	461	91	370
音楽物語「ぞうのババール」小金井公演	3/24	小金井市	188	1,188	1,005	182
マレイ・ペライア ピアノ・リサイタル	中止			-	582	△ 582
水戸室内管弦楽団第103回定期演奏会				-	3,199	△ 3,199
専属楽団企画次年度事業経費				-	685	△ 685
専属楽団企画事業共通経費				431	11,891	△ 11,460
音楽部門企画事業共通経費				216	3,909	△ 3,693
音楽部門企画次年度事業経費				-	1,062	△ 1,062
計				89,902	174,353	△ 84,450

## 教育普及事業

(単位:千円)

事業名	収入	支出	収支差額
プロムナード・コンサート	815	2,561	△ 1,745
市民オルガン講座	583	987	△ 404
水戸室内管弦楽団子どものための音楽会	1,344	2,426	△ 1,082
水戸室内管弦楽団セミナー	5,812	4,136	1,675
小中学校芸術館コンサート	-	306	△ 306
ちよっとお昼にクラシック 宮本益光	696	994	△ 298
ちよっとお昼にクラシック 平井千絵	630	956	△ 326
ちよっとお昼にクラシック 小栗まち絵	544	711	△ 166
中学生のための音楽鑑賞会	1,501	2,099	△ 598
合唱セミナー2019	608	608	-
合唱の祭典	285	155	129
計	12,818	15,945	△ 3,125

(演劇部門)

## 企画事業

(単位 集客:人 収入, 支出, 収支差額:千円)

事業名	開催日	集客	収入	支出	収支差額
野村万作抄	4/14	386	2,098	2,680	△ 582
Gamarjobat × ACM劇場	4/28	307	1,692	2,427	△ 735
	4/29	325			
柳家三三独演会	5/12	396	1,308	606	701
オリジナルミュージカル「DAY ZERO」	5/25	269	5,921	11,423	△ 5,501
	5/26	295			
	5/27	303			
「家族熱」	6/9	319	1,451	1,910	△ 459
白石加代子の百物語「牡丹灯籠」	7/8	390	2,196	2,743	△ 546
ゆうくんとマツさんの「シッポ船長といるかのイトちゃん」	7/21	192	3,397	8,661	△ 5,263
	7/22	234			
	7/27	232			
	7/28	161			
	7/28	150			
	7/29	230			
ミュージカル「In Touch」	8/17	251	2,993	7,409	△ 4,416
	8/18	241			
	8/18	228			
「不思議の国のアリス」	9/8	220	1,880	4,614	△ 2,734
	9/8	211			
	9/9	228			

「海辺の鉄道の話」	9/20	218	8,191	22,830	△ 14,638
	9/21	190			
	9/21	186			
	9/22	257			
	9/23	280			
	9/24	282			
「ねこはしる」	10/13	159	656	3,940	△ 3,283
	10/14	213			
「母と暮らせば」	10/27	284	2,096	3,752	△ 1,656
ファミリーシアター「イワンのばか」	11/17	220	2,722	10,076	△ 7,354
	11/18	229			
	11/23	293			
	11/24	225			
	11/25	272			
「ゼブラ」	12/1	150	1,524	4,643	△ 3,119
	12/2	148			
春風亭昇太独演会	2/1	422	1,362	1,011	350
柳家喬太郎独演会	2/16	393	1,316	1,109	206
柳家花緑独演会	12/16	395	1,324	958	365
萬狂言水戸公演2018	1/27	354	1,464	2,028	△ 564
演劇部門企画事業共通経費			-	9,157	△ 9,157
演劇部門企画事業次年度経費			-	6,128	△ 6,128
計			43,594	108,115	△ 64,520

教育普及事業

(単位:千円)

事業名	収入	支出	収支差額
エデュケーションプログラム	617	842	△ 225
小学生のための演劇鑑賞会	2,237	5,016	△ 2,779
朗読スタジオ	3,748	3,589	159
子どもミュージカルスクール	6,740	13,633	△ 6,892
れっすんプロジェクト	39	588	△ 549
教育普及事業共通経費	-	52	△ 52
教育普及事業次年度経費	-	213	△ 213
計	13,383	23,937	△ 10,554

(美術部門)

企画事業

(単位 集客:人 収入, 支出, 収支差額:千円)

事業名	開催日	会場	集客	収入	支出	収支差額
ハロー・ワールド ポスト・ヒューマン時代に向けて	4/1~5/6	ギャラリー	3,899	2,155	4,088	△ 1,933

水戸の風2018				19	900	△ 881		
内藤礼 明るい地上にはあなたの姿が見える	7/28～10/8	ギャラリー	14,143	9,459	20,871	△ 11,412		
霧の抵抗 中谷芙二子	10/27～1/20	ギャラリー	10,369	9,619	28,809	△ 19,190		
アートセンターをひらく	3/2～3/31	ギャラリー	3,679	1,415	9,358	△ 7,943		
クリテリオム93	4/1～5/6	第9室			1,189	△ 1,189		
クリテリオム94	7/28～10/8						展覧会に含む	展覧会に含む
クリテリオム95	10/27～1/20							
日比野克彦「明後日朝顔プロジェクト2018水戸」	5/19～10/2	2階回廊他	126	-	316	△ 316		
日比野克彦「HIBINO CUP」	10/8	広場	157					
中心市街地活性化事業ホーム・ムービング!	1/19	ワークショップ室	68	700	251	448		
美術部門企画事業共通経費				2,952	13,965	△ 11,013		
計				26,320	79,752	△ 53,431		

教育普及事業

(単位:千円)

事業名	収入	支出	収支差額
現代美術センターボランティア	-	522	△ 522
こどもこらぼらぼ	583	2,126	△ 1,542
アートエデュケーション	261	2,301	△ 2,040
高校生ウィーク	234	1,550	△ 1,315
美術部門教育普及事業共通経費	-	3,232	△ 3,232
計	1,079	9,734	△ 8,654



## 【令和1年度】

(音楽部門)

企画事業

(単位 集客:人 収入, 支出, 収支差額:千円)

事業名	開催日	会場	集客	収入	支出	収支差額
水戸室内管弦楽団 東京公演	5/24	東京	1,630	12,422	13,197	△ 774
水戸室内管弦楽団第103回定期演奏会	5/26	ATM	670	26,270	56,588	△ 30,317
	5/28		687			
今昔雅楽集 二、舞の絵巻	7/6	ATM	621	2,611	3,630	△ 1,018
「ぞうのババール」いわき公演	7/20	いわき	134	1,814	1,474	339
	7/20		90			
ルドルフ・ルッツ オルガン・リサイタル	8/9	エントランス	273	708	1,245	△ 537
茨城の名手・名歌手たち第29回演奏会	9/8	ATM	356	1,270	2,305	△ 1,035
村治佳織 ギター・リサイタル	9/21	ATM	592	1,997	1,410	587
ハーゲン弦楽四重奏団	9/29	ATM	548	4,999	5,306	△ 306
水戸室内管弦楽団第104回定期演奏会	10/25	ATM	382	8,128	42,521	△ 34,392
	10/27		560			
ラファウ・ブレハッチ ピアノ・リサイタル	11/14	ATM	672	3,357	5,309	△ 1,951
上原ひろみ SPECTRUM	11/23	ATM	684	4,884	4,135	748
水戸の街に響け! 300人の第九	12/8	広場	1,950	1,450	2,584	△ 1,134
	12/8		1,670			
第1回Corodia	12/14	ATM	388	359	120	238
Duo la Bilancia ピアノ・デュオ・リサイタル	12/15	ATM	265	442	165	276
クリスマス・プレゼント・コンサート2019	12/22	ATM	527	1,563	2,496	△ 932
水戸室内管弦楽団第105回定期演奏会	2/1	ATM	606	10,677	34,528	△ 23,850
	2/2	ATM	629			
高山三知子ピアノ・リサイタル	2/5	ATM	153	370	98	272
渡辺晋一郎の肖像	2/8	ATM	319	1,682	4,052	2,370
兼氏規雄 クラリネット・リサイタル	2/11	ATM	245	316	57	259
英国式金管バンド ネクスス プラスバンド	2/23	ATM	470	338	17	320
河原忠之の水戸 de Opera! Vol. 3	2/24	ATM	400	1,945	2,706	△ 761
水戸うらら女声合唱団第8回演奏会	中止				1	△ 1
井上修 ピアノ・リサイタル	中止				30	△ 30
M. L. R女声合唱「春を歌う」	中止				-	-
所香菜 ピアノ・リサイタル	中止				31	△ 31
埜美里 サクソフォン・リサイタル	中止				2	△ 2
第57回あひる会合唱団定期演奏会	中止				-	-
専属楽団企画次年度事業経費				-	271	△ 271
専属楽団企画事業共通経費				385	13,710	△ 13,324
音楽部門企画事業共通経費				-	4,015	△ 4,015

音楽部門企画次年度事業経費				-	1,767	△ 1,767
計				87,999	203,783	△ 115,784

教育普及事業

(単位:千円)

事業名	収入	支出	収支差額
プロムナード・コンサート	1,742	2,637	△ 894
市民のためのオルガン講座	508	929	△ 421
水戸室内管弦楽団子どものための音楽会	1,383	2,262	△ 879
水戸室内管弦楽団セミナー	4,852	2,849	2,002
市内小中学校水戸芸術館コンサート	-	368	△ 368
ちょっとお昼にクラシック 西山まりえ	600	750	△ 150
ちょっとお昼にクラシック 上野耕平	2,058	1,411	646
ちょっとお昼にクラシック トリオ・インク	929	1,042	△ 113
ちょっとお昼にクラシック 砂川涼子	-	223	△ 223
中学生のための音楽鑑賞会2020	1,575	2,435	△ 859
中学校合唱の祭典	285	156	129
合唱セミナー2020	559	435	123
計	14,493	15,497	△ 1,010

(演劇部門)

企画事業

(単位 集客:人 収入, 支出, 収支差額:千円)

事業名	開催日	集客	収入	支出	収支差額
東宝／リゅーとぴあ新潟「十二番目の天使」	4/13	311	7,866	10,311	△ 2,445
	4/13	308			
	4/14	313			
野村万作抄26	4/20	407	2,035	2,327	△ 292
ゆうくんとマツさんの「カレーライスほこわいぞ」	5/3	189	2,966	5,356	△ 2,390
	5/3	182			
	5/4	151			
	5/5	156			
	5/5	173			
	5/6	268			
ACM劇場プロデュース「ECTO」	5/25	95	5,331	10,607	△ 5,276
	5/25	115			
	5/26	138			
柳家三三独演会	6/2	390	1,408	581	827
新国立劇場2018／2019「森山開次／NINJA」	6/29	400	1,922	6,287	△ 4,365
	6/30	284			
	7/14	309			

PARCO PRODUCE2019「奇子」	7/14	295	6,897	13,149	△ 6,251
	7/15	302			
KAAT神奈川芸術劇場制作「グレーテルとヘンゼル」	7/27	78	503	3,497	△ 2,994
	7/27	69			
	7/28	149			
ACM劇場プロデュース「最貧前線」	9/12	317	158,513	154,172	4,340
	9/13	319			
	9/14	321			
	9/14	320			
	9/15	318			
ACM劇場プロデュース「最貧前線」東京公演 会場：世田谷パブリックシアター	10/5	579			
	10/6	573			
	10/6	568			
	10/8	559			
	10/8	576			
	10/9	577			
	10/10	564			
	10/10	570			
	10/11	543			
	10/13	560			
ACM劇場プロデュース「最貧前線」館外公演 ※当館の主催事業ではない館外公演	6会場19公演 14,639人				
ホリプロ製作ミュージカル「ストーリー・オブ・マイ・ライフ」	10/19	301	2,870	8,079	△ 5,209
	10/20	308			
ACMファミリーシアター「イワンのばか」	11/17	175	2,951	9,859	△ 6,908
	11/17	157			
	11/23	205			
	11/23	153			
	11/24	189			
柳家さん喬・さん助親子会	12/1	393	1,403	1,327	75
萬狂言水戸公演	1/25	383	1,756	2,577	△ 821
春風亭昇太独演会	2/20	389	1,420	1,114	305
兵庫県立芸術文化センター・水戸芸術館 共同制作「星の王子さま」	1/31	255	2,472	15,139	△ 12,667
	2/1	301			
柳家花緑独演会	中止		-	30	△ 30
水戸子どもミュージカルスクール「雪のプリンセス」	中止		481	4,642	△ 4,161
演劇部門企画事業共通経費			2	12,454	△ 12,452
演劇部門企画事業次年度経費			-	4,175	△ 4,175
計			200,797	265,690	△ 64,892

## 教育普及事業

(単位:千円)

事業名	収入	支出	収支差額
エデュケーションプログラム	303	326	△ 23
小学生のための演劇鑑賞会	2,580	3,713	△ 1,133
朗読スタジオ	3,180	3,599	△ 419
子どもミュージカルスクール	3,940	5,697	△ 1,757
れっすんプロジェクト	182	562	△ 380
教育普及事業次年度経費	-	191	△ 191
計	10,185	14,091	△ 3,905

## (美術部門)

## 企画事業

(単位 集客:人 収入, 支出, 収支差額:千円)

事業名	開催日	会場	集客	収入	支出	収支差額
アートセンターをひらく第Ⅰ期	4/2～5/6	ギャラリー	6,073	531	4,388	
大竹伸朗 ビル景1978-2019	7/13～10/6	ギャラリー	8,972	9,824	20,723	△ 10,898
アートセンターをひらく第Ⅱ期	10/26～1/26	ギャラリー	5,098	5,098	17,111	△ 12,013
森英恵 世界に羽ばたく蝶	2/22～3/31	ギャラリー	1,155	439	30,971	△ 30,531
クリテリオム96	7/13～10/6	第9室	延期	展覧会に含む	546	△ 546
磯崎新 一水戸芸術館 縁起一	11/16～3/31	第9室	延期	展覧会に含む	2,131	△ 2,131
日比野克彦「明後日朝顔プロジェクト2019水戸」	5/18～11/16	2階回廊他	76	-	455	△ 455
日比野克彦「HIBINO CUP」	7/27	広場	132			
中心市街地活性化事業ホーム・ムービング!	4/14	ギャラリー他	71	490	442	47
	7/28		80			
美術部門企画事業共通経費				2,385	11,973	△ 9,558
計				18,769	88,744	△ 69,974

## 教育普及事業

(単位:千円)

事業名	収入	支出	収支差額
現代美術センターボランティア	-	879	△ 879
ワークショップ	218	1,406	△ 1,187
スクールプログラム	121	2,117	△ 1,996
高校生ウィーク	236	1,399	△ 1,162
美術部門教育普及事業共通経費	-	3,268	△ 3,268
計	576	9,071	△ 8,495

## 【令和2年度】

(音楽部門)

企画事業

(単位 集客:人 収入, 支出, 収支差額:千円)

事業名	開催日	会場	集客	収入	支出	収支差額
Organ Odyssey～パイプオルガンとプロジェクションマッピングの華麗な共演～	8/21	エントランスホール	83	541	1,855	△ 1,313
	8/22		89			
メシアン演奏会	9/27	ATM	169	460	1,963	△ 1,503
オルガン・レクチャーコンサート vol. 1	10/16	エントランスホール	74	512	1,354	△ 842
	10/17		69			
オルガン・レクチャーコンサート vol. 2	3/7		71			
水戸室内管弦楽団第106回定期演奏会	10/31	ATM	328	16,559	19,337	△ 2,778
	11/1		317			
庄司紗矢香(ヴァイオリン)&ヴィキングル・オラフソン(ピアノ)	12/18	ATM	384	1,960	4,011	△ 2,050
クリスマス・プレゼント・コンサート2020	12/20	ATM	293	829	2,846	△ 2,017
埴美里サクソフォン・リサイタル	2/28	ATM	153	410	81	328
今昔雅楽集 三	3/13	ATM	205	2,137	4,278	△ 2,141
茨城の名手・名歌手たち第30回演奏会	延期			-	292	△ 292
アレクサンドル・メルニコフ ピアノ・リサイタル	中止			-	22	△ 22
水戸室内管弦楽団第106回定期演奏会	中止			-	5,530	△ 5,530
アトリウム弦楽四重奏団	中止			-	55	△ 55
水戸の街に響け! 300人の第九	中止			-	68	△ 68
ブルーノ・レオナルド・ゲルバー ピアノ・リサイタル	中止			-	202	△ 202
新ダヴィッド同盟	中止			-	464	△ 464
専属楽団企画次年度事業経費				-	11	△ 11
専属楽団企画事業共通経費				1,833	10,623	△ 8,789
音楽部門企画事業共通経費				660	3,871	△ 3,211
音楽部門企画次年度事業経費				-	308	△ 308
計				25,904	57,378	△ 31,473

教育普及事業

(単位:千円)

事業名	収入	支出	収支差額
プロムナード・コンサート	873	1,256	△ 383
市民のためのオルガン講座	626	926	△ 299
水戸室内管弦楽団子どものための音楽会	2,773	3,176	△ 403
水戸室内管弦楽団メンバーによる高校生レッスン	1,360	864	496
ちょっとお昼にクラシック 藤木大地	496	1,009	△ 512
ちょっとお昼にクラシック 佐份利恭子&島田真千子	-	148	△ 148
中学生のための音楽鑑賞会2020	-	-	-
講座「吉田秀和初代館長の好きな曲」を聴く」	259	21	237

ちょっとお昼にクラシック ワーヘリ ユーフォニアム&チューバ	-	35	△ 35
計	6,389	7,438	△ 1,049

(演劇部門)

企画事業

(単位 集客:人 収入, 支出, 収支差額:千円)

事業名	開催日	集客	収入	支出	収支差額
音楽劇「夜のピクニック」	10/1	169	10,698	33,269	△ 22,570
	10/2	176			
	10/3	165			
	10/4	160			
	10/4	187			
柳家喬太郎独演会	10/21	218	712	814	△ 102
柳家花緑独演会	11/22	209	723	653	69
柳家三三独演会	12/5	200	707	566	141
「ピーター&ザ・スターキャッチャー」	1/30	110	1,176	6,512	△ 5,336
	1/31	149			
劇団ONEOR8&舞台芸術共同企画「グレーのこと」	2/4	171	387	1,682	△ 1,295
萬狂言水戸公演	2/20	103	1,199	1,665	△ 455
春風亭昇太独演会	3/3	220	723	858	△ 135
水戸子どもミュージカルスクール「ナナシーの旅」	3/27	165	1,004	6,246	△ 5,242
	3/28	166			
桂宮治独演会	延期		-	15	△ 15
野村万作抄27	延期		-	32	△ 32
ゆうくとマツさんの「おじいちゃんはロボットはかせ」	延期		30	4,422	△ 4,392
水戸芸術館ノラ コンチャン共同製作「ナイフ」	延期		-	10,707	△ 10,707
小野寺修二「不思議の国のアリス」	中止		-	41	△ 41
ACMファミリーシアター「長くつ下のピッピ」	中止		100	5,427	△ 5,327
演劇部門企画事業共通経費			31	4,353	△ 4,321
演劇部門企画事業次年度経費			-	1,267	△ 1,267
計			17,494	78,527	△ 61,033

教育普及事業

(単位:千円)

事業名	収入	支出	収支差額
エデュケーションプログラム	478	667	△ 188
小学生のための演劇鑑賞会	-	-	-
朗読スタジオ	2,476	3,842	△ 1,365
子どもミュージカル	3,030	7,810	△ 4,780
教育普及事業共通経費	-	6	△ 6
教育普及事業次年度経費	-	87	△ 87

計	5,985	12,416	△ 6,430
---	-------	--------	---------

(美術部門)

企画事業

(単位 集客:人 収入, 支出, 収支差額:千円)

事業名	開催日	会場	集客	収入	支出	収支差額
森英恵 世界に羽ばたく蝶	4/1～5/6	ギャラリー	74	25	7,832	△ 7,807
道草展:未知とともに歩む	8/29～11/8	ギャラリー	4,262	6,198	18,620	△ 12,421
3. 11とアーティスト:10年目の想像	2/20～3/31	ギャラリー	2,318	3,215	13,106	△ 9,891
クリテリオム97	8/29～11/8	第9室		-	537	△ 537
日比野克彦「明後日朝顔プロジェクト2020水戸」	5/18～11/16	2階回廊他	127	-	289	△ 289
日比野克彦「HIBINO CUP」	10/3	広場	52			
ひかりといのちのある風景	6/19～7/31	ギャラリー	1,561	-	1,094	△ 1,094
美術部門企画事業共通経費				1,201	11,726	△ 10,035
計				11,130	53,207	△ 42,076

教育普及事業

(単位:千円)

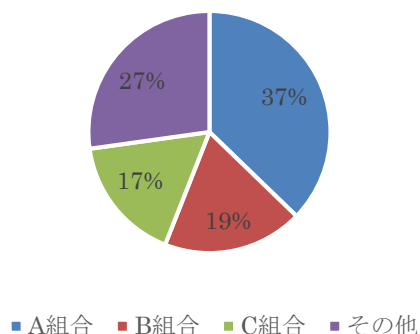
事業名	収入	支出	収支差額
現代美術センターボランティア	-	481	△ 481
ワークショップ	559	1,498	△ 939
鑑賞プログラム	770	1,856	△ 1,086
美術部門教育普及事業共通経費	-	2,994	△ 2,994
計	1,330	6,832	△ 5,502

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	産業経済部農政課											
報告書ページ	144	区分別 の番号	指摘事項	16										
			意見											
指摘事項等 の内容	<p>(ロ) リース機器の利用者の固定化を是正すべきこと</p> <p>認定農業者をはじめとする担い手農家や農作業受託組織などの農業経営の向上と農作業の効率化のため農業機械のリース事業を実施しており、リース料金は利用面積に単価を乗じて算出・請求をしている。リース機器利用者の募集について、前年度利用者に直接案内を出し優先的な利用を認めているため、令和元年度と令和2年度の2年間におけるリース機器総利用面積をベースにすると、利用者の上位3者の占める割合は、令和元年度において75%、令和2年度において73%と大きな割合を占めている。両年ともに上位3者は同一の生産組合である。また、個人の利用においても令和2年度に年間200a以上利用した利用者は7名いたが、そのうち6名は令和元年度においても年間200a以上リース機器を利用していた。</p> <p>過年度から利用している規模の大きな農家のリース機器利用を優先することにより、利用季節が限定されるようなリース機器の場合新規利用者の利用が困難となる恐れがあるため、既存の利用者だけでなく新規利用者にも支障なく利用できるような制度作りが必要である。</p> <div style="text-align: center;"> <p>令和元年度リース機器利用割合</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption>令和元年度リース機器利用割合</caption> <thead> <tr> <th>組合</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A組合</td> <td>41%</td> </tr> <tr> <td>B組合</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>C組合</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> </div>				組合	割合	A組合	41%	B組合	27%	C組合	7%	その他	25%
組合	割合													
A組合	41%													
B組合	27%													
C組合	7%													
その他	25%													



### 令和2年度リース機器利用割合



#### 講じた措置 の内容等

農業機械リース事業は、設立時からの主要事業の一つとして水田転作を中心とした大規模経営体に必要な農業機械を農業者にリースする事業である。

特に飼料用稲収穫機については、飼料用稲の生産が集落営農組織により集約されており、機械の使用も各営農組合と調整のうえ使用されているため、他の利用者に支障は出ていない状況である。新たに取り組む個人又は団体がある場合は、利用してもらえよう調整している。

また、トラクター等の汎用機械については、複数台保有しており、利用希望者の作業スケジュールに合わせ予約いただき、希望日が重なった場合は調整を行う等、多くの農業者に利用してもらえよう努めている。

なお、本事業については、従来から市報等で広報しており、今後も利用者増に努めていく。

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	都市計画部公園緑地課																																									
<b>報告書ページ</b>	162	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項</b>	21																																								
			<b>意見</b>																																									
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>(イ) 退職手当の外部積立額を是正すべきこと</p> <p>退職手当に対する外部積立として独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度を利用しているが、令和3年3月末時点において、期末要支給額を上回る外部積立となっている職員が3人いる。中小企業退職金共済制度に対する掛金は「外郭団体の退職手当について（通知）」（平成16年10月21日）において定めた月3万円の上限額を毎月支払っているが、退職手当額のシミュレーションを実施したところ、職員の勤続年数の少ない時点から月3万円の掛金の支払いを行うことは過大な掛金の支払いとなる。</p> <p>一般財団法人水戸市公園協会退職手当規程第4条において、「独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度から支給される退職金の額が第5条から第7条までの規定によって算出された退職手当の額より少ない場合は、その差額を公園協会が直接支給し、独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度から支給される額が多い場合は、この規程にかかわらずその額を退職手当の額とする。」とあるため、過大な外部積立は過大な退職手当の支給となり不適切である。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <caption>退職手当額および中退共掛金別推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>退職時の勤続年数 (年)</th> <th>退職手当 (千円)</th> <th>中退共 (掛金3万円) (千円)</th> <th>中退共 (掛金2万円) (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>5</td><td>1,000</td><td>1,500</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>2,000</td><td>3,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>3,000</td><td>4,500</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>4,000</td><td>6,000</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>6,000</td><td>7,500</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>30</td><td>10,000</td><td>9,000</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>35</td><td>12,000</td><td>10,500</td><td>7,000</td></tr> <tr><td>38</td><td>16,000</td><td>12,000</td><td>8,000</td></tr> </tbody> </table> </div>				退職時の勤続年数 (年)	退職手当 (千円)	中退共 (掛金3万円) (千円)	中退共 (掛金2万円) (千円)	1	0	0	0	5	1,000	1,500	1,000	10	2,000	3,000	2,000	15	3,000	4,500	3,000	20	4,000	6,000	4,000	25	6,000	7,500	5,000	30	10,000	9,000	6,000	35	12,000	10,500	7,000	38	16,000	12,000	8,000
退職時の勤続年数 (年)	退職手当 (千円)	中退共 (掛金3万円) (千円)	中退共 (掛金2万円) (千円)																																									
1	0	0	0																																									
5	1,000	1,500	1,000																																									
10	2,000	3,000	2,000																																									
15	3,000	4,500	3,000																																									
20	4,000	6,000	4,000																																									
25	6,000	7,500	5,000																																									
30	10,000	9,000	6,000																																									
35	12,000	10,500	7,000																																									
38	16,000	12,000	8,000																																									

	<table border="1" data-bbox="507 338 1351 418"> <tr> <td>退職時の勤続年数<sup>※</sup></td> <td>10年<sup>※</sup></td> <td>20年<sup>※</sup></td> <td>30年<sup>※</sup></td> <td>35年<sup>※</sup></td> <td>38年<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>退職手当額（千円）<sup>※</sup></td> <td>892<sup>※</sup></td> <td>4,376<sup>※</sup></td> <td>9,864<sup>※</sup></td> <td>11,949<sup>※</sup></td> <td>16,253<sup>※</sup></td> </tr> </table> <div data-bbox="523 436 1351 607" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>シミュレーション条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22歳で入社し、入社時の給与は171,700円、定年退職時（38年目）の給与は380,000円。</li> <li>・ 給与については定年まで毎年同額昇給していく。</li> <li>・ 入社後37年目までの退職手当額は自己都合退職による算定、38年目は定年退職による算定。</li> </ul> </div>	退職時の勤続年数 <sup>※</sup>	10年 <sup>※</sup>	20年 <sup>※</sup>	30年 <sup>※</sup>	35年 <sup>※</sup>	38年 <sup>※</sup>	退職手当額（千円） <sup>※</sup>	892 <sup>※</sup>	4,376 <sup>※</sup>	9,864 <sup>※</sup>	11,949 <sup>※</sup>	16,253 <sup>※</sup>
退職時の勤続年数 <sup>※</sup>	10年 <sup>※</sup>	20年 <sup>※</sup>	30年 <sup>※</sup>	35年 <sup>※</sup>	38年 <sup>※</sup>								
退職手当額（千円） <sup>※</sup>	892 <sup>※</sup>	4,376 <sup>※</sup>	9,864 <sup>※</sup>	11,949 <sup>※</sup>	16,253 <sup>※</sup>								
<p>講じた措置の内容等</p>	<p>今回の監査結果を受けて、「外郭団体の退職手当に関する基準の適用の推進等について」（令和4年8月10日付 副市長）の通知があったことから、公園協会における退職手当の積立額について、勤続年数に応じた適正額に見直しを行った。</p>												

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	都市計画部公園緑地課	
<b>報告書ページ</b>	172	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項 意見</b>	20
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>ロ) 植物公園の管理について、万全を期すべきこと</p> <p>令和3年度より、植物公園の管理を受託した。植物公園においては、現在は改修中で事業は行われていないが、改修後において喫茶レストラン、物販等の従前公園協会が行ってきていない種別の事業が予定されている。これらを、支障なく適正に運営を行っていくためには、マネジメントノウハウが必要となることから、そのノウハウの取得等、準備を進めていく必要がある。</p>			
<b>講じた措置 の内容等</b>	<p>植物公園は花と緑の啓発普及と市民の憩いの場の提供を目的として、昭和62年に開園したが、施設の老朽化に伴い、令和2年度に第1期リニューアルを行い、令和3年4月にリニューアルオープンしたところである。</p> <p>植物公園の移管に伴い、レストランや売店等の人員については、これまで従事していたスタッフの大半を継承して運営している。</p> <p>今後は、植物公園が有するイベント実施等のノウハウの共有や、植物公園の安定的な経営に向けた体制作りなどを進めるため、これまで植物公園の運営管理を行ってきた市派遣職員からのノウハウの継承に努めながら、職員同士の人事交流などを進め、組織力の強化を図っていく。</p>			

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	産業経済部商工課	
<b>報告書ページ</b>	195	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項</b>	25
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>(イ) 優待金券にかかる管理の不備を是正すべきこと</p> <p>令和2年度に余暇活動事業として実施した優待金券の配布について、サービスセンターが会員の申し込みに基づき購入した優待金券の管理簿において、金券の受領日付・受領者印のないものがあった。</p> <p>担当者からのヒアリングによると当該受領日付等の欠落は事務手続き上の漏れであり、優待金券について申込者が郵送の希望をせず引き取りに来ない場合は直接連絡をして受領の手続きを行っており、優待金券が在庫となることはないとのことであったが、事業実績報告において受領簿を添付しているが決裁時に資料の欠落項目について見落とされていた。</p> <p>優待金券については、容易に盗用・換金可能であり、管理は厳密に実施する必要があるため職員間のチェックを形骸化せず、内部統制を十分に機能させる必要がある。</p>			
<b>講じた措置 の内容等</b>	<p>受領簿の適切な運用や決裁時の見落とし等を防ぐための内部統制を十分に行うよう指導を行った。</p> <p>サービスセンターでは、優待金券等の受け渡しの都度、複数職員が受領簿の記入状況についてチェックを行うよう改めた。更に事業実績報告の決裁時に添付される同受領簿について、再度チェックするよう体制を整備した。また、当該受領簿に限らず、同種書類の処理に当たっては、同様の取り扱いとすることとした。</p>			

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和3年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	産業経済部商工課	
<b>報告書ページ</b>	197	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項 意見</b>	22
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>(ハ) 給付金該当者のうち未申請者に対する対応について</p> <p>別紙のとおり</p>			
<b>講じた措置 の内容等</b>	<p>本来給付されるべき給付金ができる限り会員に給付されるような方法を検討するよう指導を行った。</p> <p>その結果, サービスセンターでは給付事案が増加する時期に広報誌「サービスセンターNEWS エンジョイライフみと5月号」において, 給付金の種類と請求書類に係る特集ページを新たに掲載し, 周知を図った。</p> <p>また, 給付事業要項において, 給付事由発生から原則6カ月以内としていた請求を3年以内と改正し, 申請漏れの減少を図った。</p>			

【別紙】

会員が給付金を受給するためには、給付金の請求手続きが必要とされている。

「給付事業に関する事務取扱要領」より抜粋。下線は追記したもの。

(給付金の請求)

第6条 給付金を受けようとする者は、給付金請求書(様式第1号)及び給付事由証明書(様式第2号)に、必要な関係書類を添えて請求するものとする。

2 給付の請求は、給付事由の発生した日から6カ月以内に行わなければならない。ただし、理事長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

会員に対する給付金は、毎年25百万円前後の金額が給付されている。給付金の区分と平成30年度・令和元年度・令和2年度の給付実績を示すと以下の通りである。

(単位：円)

区分		給付金単価	平成30年度	令和元年度	令和2年度
結婚祝金		@20,000	660,000	1,000,000	620,000
出産祝金		@10,000	470,000	340,000	450,000
永年勤続祝金 ※	10年祝金	@10,000	1,130,000	980,000	1,110,000
	15年祝金	@15,000	1,500,000	1,770,000	1,500,000
	20年祝金	@20,000	2,160,000	2,200,000	2,280,000
	25年祝金	@25,000	2,325,000	2,300,000	2,025,000
	30年祝金	@30,000	2,790,000	2,940,000	3,120,000
	40年祝金	@30,000			
小学校入学祝金		@10,000	850,000	950,000	850,000
中学校入学祝金		@10,000	1,180,000	1,100,000	1,250,000
成人祝金		@20,000	220,000	420,000	240,000
還暦祝金 ※		@20,000	2,000,000	2,820,000	2,400,000
結婚記念祝	銀婚祝金	@20,000	1,080,000	1,040,000	1,180,000
	珊瑚婚祝金	@20,000	1,440,000	1,260,000	1,180,000
	金婚祝金	@30,000	990,000	1,140,000	1,260,000
弔慰 ※	会員	@100,000/ @200,000	2,300,000	2,800,000	2,100,000

区分	給付金単価	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
配偶者	@ 30,000	480,000	690,000	450,000
子	@ 20,000	120,000	140,000	80,000
親	@ 10,000	2,030,000	2,340,000	2,100,000
傷病見舞金	@ 10,000~ @ 30,000	705,000	930,000	880,000
合計		24,430,000	27,160,000	25,075,000

※：「自治体提携慶弔共済保険」契約の対象となる給付金。

給付金の給付には会員からの請求手続きが必要となるため、未請求の場合には、給付金未支給が発生することとなる。

対策として、隔月で発行する「サービスセンターNEWS」には「慶弔給付状況」を掲載し、給付事由が発生した会員に給付を促す取り組みを行っている。これに加えて、サービスセンター側で給付事由の発生が把握できる「勤続祝金」「成人祝」「還暦祝」については、該当する会員に請求を促す通知を発送している。なお、通知を発送する取り組みについては、規程上で要求されている手続きではなく、サービスセンターが会員のために独自に行っている取組とのことである。

サービスセンター側で給付事由を把握できる「勤続祝」「成人祝」「還暦祝」以外の給付金については、会員からの請求がなければ給付事由の発生を確認することができない。

このため、現状でどの程度の規模で未請求による給付金未支給額が存在するのか、把握することができない状況にある。

未請求による給付金未支給額の規模については明確には把握できないものの、そもそも、条件を満たせば給付されるべき給付金が、会員に給付されないという事態を少なくすることを検討していく必要がある。



## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	産業経済部商工課	
報告書ページ	227	区分別 の番号	指摘事項 意見	27
指摘事項等 の内容	<p>(イ) 退職給付引当金の計算を適正に実施すべきこと</p> <p>退職給付引当金の計算において退職金規程の変更に伴い、変更後の規程に従った計算を計上すべきところ、変更後の規程に従った計算はしたものの過年度に計上した退職給付引当金の金額から減少することとなるため、引当金の金額を減少すべきところ過年度の金額をそのまま計上している。</p> <p>令和2年度末の貸借対照表において退職給付引当金は2,932,277円計上されているが、本来の退職手当の支給額の算定方法等による、あるべき退職給付引当金の金額としては877,975円であり、2,054,302円が過大に退職給付引当金として計上されている。</p> <p>法人の適切な財政状態を表すため、適正な算定方法により退職給付引当金を計上すべきである。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>退職給付引当金の計算を適正に実施し計上するよう指導した。</p> <p>期末決算における退職給付引当金の計上については、一般財団法人水戸市商業・駐車場公社職員退職手当支給規程（平成31年3月25日規程第1号）に基づき行うこととしているが、規程改定後の決算においては、旧規程に基づき算出した退職給付引当金を計上していたため過大となったものである。令和3年度決算において、規程に基づく適正額を算出し決算に反映した。退職給付引当金令和3年度期首残高2,932,277円から経常外収益として1,644,927円を戻入益として計上し、退職給付引当金1,287,350円を適正額として計上を行った。</p>			

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	産業経済部商工課	
報告書ページ	227	区分別 の番号	指摘事項 意見	28
指摘事項等 の内容	<p>(ロ) 資産除去債務について計上すべきこと</p> <p>公社は、市の土地を借地し、その上に建築物を建設して水戸駅南パーキング事業を行っている。当該土地の返却にあたって、建築物を除去することが必要となり、その履行は貸地人に対する債務である。また将来、資産を除去する際に、除去に関する費用を一括で計上することなく、建築物が収益に貢献する期間に応じて費用として計上していく必要があるものとして、資産除去債務に関する会計基準が設けられている。</p> <p>現状、公社は、この資産除去債務を適用しておらず、将来における債務や除去に要する費用が計上されていない。</p> <p>公社の財政の状況を適切に判断していくために、資産除去債務を計上していくことが必要である。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>水戸駅南パーキングの除去費用のあり方について協議した。</p> <p>当該建築物は、市の公有財産である土地を使用しており、返還時期は定めておらず、返還に当たっては、原形に復することとしている。</p> <p>企業会計基準委員会が定めている「資産除去債務に関する会計基準」においては、「資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積ることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積ることができるようになった時点で負債として計上する。」とされている。当該建築物の除去に係る費用については、撤去処分等の工事費が主なものとなり、当該工事費はその時の物価や経済状況により適正に算出すべきであり、現状において、合理的に金額を算出することは困難である。</p> <p>なお、上記会計基準において示された、資産除去債務の会計処理に関連して、注記すべき事項とされている「資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積ることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積ることができない旨及びその理由」を決算書の財務諸表に対する注記として記載することとした。</p>			